

3月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 田 | 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 長期総合計画についてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 鉄の展示館西側の土地の利用についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (3) ふるさと納税についてほか | 中 嶋 登 議員 |

- | | |
|------------|---|
| 第 2 議案第16号 | 長野広域連合規約の変更について |
| 第 3 議案第17号 | 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について |
| 第 4 議案第18号 | 長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について |
| 第 5 議案第19号 | 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 第 6 議案第20号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第 7 議案第21号 | 坂城町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について |
| 第 8 議案第22号 | 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 議案第23号 | 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第10 議案第24号 | 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第11 議案第25号 | 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 第12 議案第26号 | 坂城町第6次長期総合計画基本構想について |
| 第13 議案第27号 | 町道路線の認定について |
| 第14 議案第28号 | 町道路線の変更について |
| 第15 議案第29号 | 令和3年度坂城町一般会計予算について |
| 第16 議案第30号 | 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について |
| 第17 議案第31号 | 令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について |
| 第18 議案第32号 | 令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について |
| 第19 議案第33号 | 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 初めに、9番 滝沢幸映君の質問を許します。

9番（滝沢君） おはようございます。では、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

明日3月11日は、あの未曾有の大災害をもたらした東日本大震災から10年目の日を迎えます。また、2月13日には、宮城・福島県で震度6強の余震とされる地震が発生し、今後も予断を許さない状況です。

10年を経過した今でも、被災地の復興と生活再建への課題はなお多く、道のりは険しさがあります。あの日あの時を私たちは忘れることなく、思いを共有して寄り添っていくことが大切だと思っております。

その2011年（平成23年）5月、山村町政が誕生し、今日に至っているわけですが、4月にスタートした第5次長期総合計画は、山村町長の町政運営とともに10年目の節目を迎え、本年度、第6次長期総合計画が審議会から町に答申され、今議会に上程をされております。今回、節目である第5次長期総合計画10年目の成果と第6次長期総合計画の取り組みについて取り上げます。

冒頭に述べました東日本大震災からの10年、当時の議事録を読み返しますと、栄村を中心とした県北部地震とともに、まず被災地への義援金・人的支援に着手をされ、当町への被災者受入れや原発問題でも議論がされております。また、2008年のリーマン・ショック後の財政基盤の構築も大きなテーマであったと思います。

そして、その後の平成26年の豪雪、一昨年の台風19号による災害、さらには現在、世界中を苦しめている新型コロナウイルス感染症対策など、議会ではこの10年、国内でも数多く発生した自然災害を教訓とし、町政運営に生かしていこうという議論も数多くされております。

今般の新型コロナウイルス感染症対策を含め、災害復旧対策でも町は常に町民の安心・安全、町民益を最優先に迅速な取り組みをされてきました。その対応に際しましては敬意を払うところでございます。

10年前、山村町長、初の所信表明では、町長の公約と総合計画の関係性について、総合計画は理念、考え方、方向性を定めたもので、まちづくりの基本精神において方向性が違っていると述べていないと述べられ、6月補正、24年度から町長のカラーを出していくというご答弁をされておりました。

その後の先進的な取り組みを含め、今実現している様々な施策を実行してきていることは、既に周知の事実であります。

第5次長期総合計画の町づくりの基本理念「人がともに輝く ものづくりのまち」の将来像は、10年を経過した今、少子高齢化が進み、様々な社会構造の変化の時代において、私たち町民の安心・安全につながる生活環境、利便性などどう変わったでしょうか。

では、以下質問いたします。

イとしまして、第5次長期総合計画の成果について。

教育、福祉、産業、環境などの各分野において、10年間の成果を伺います。

次に、ロ、第6次長期総合計画の取り組みについてです。

総合計画は、ご承知のとおり、町の最上位計画であり、進むべき町づくりの方向性を示し、10年、20年その先までもつなげていく町づくりの指針であります。

この第6次長期総合計画は策定当初から町長が関わり、思いの全てが盛り込まれていると思います。町長の招集挨拶でも述べていますが、あらゆるまちづくりの取り組みを通じたSDGsの達成と様々な分野におけるデジタル変革への取り組みを共通テーマとして、各施策を推進していくとしています。子や孫の世代、さらにその未来まで持続可能な町づくりのために実現可能な施策が求められます。

質問です。1つ目に、町の将来像に定める「輝く未来を奏でるまち」に込める思いは何でしょうか。

2つ目に、6つの章に体系づけられている基本計画で、教育、福祉、産業、環境などの各分野において、特に新しい取り組みをお示しいただき、町の輝かしい未来に向かって夢と希望の持てるご答弁をお願いいたします。

以上、質問いたします。

町長（山村君） おはようございます。

ただいま滝沢議員さんから長期総合計画についてということで、（イ）第5次長期総合計画の成果、ロとして第6次長期総合計画の取り組みについてご質問いただきました。

過去10年とこれから10年の話をしろということでございますので、若干お時間をいただくこととなりますが、十数分よろしくお願ひしたいと思っております。

今もお話ありました現行の第5次長期総合計画は、その基本構想を平成23年3月に議会でお認めいただく中で策定し、将来像である「人がともに輝く ものづくりのまち」を目指し、施策を展開してまいりました。

私自身、平成23年の町長選挙におきまして、初当選をいたしました。議員の皆様にも、同じ時期に初当選された議員の方もいらっしゃいます。共に歩んできた10年でございます。

ご質問の（イ）各分野における10年間の成果でございますが、第5次計画の6つの基本目標ごとに実現した、もしくは方向づけがなされた主な事業について申し上げたいと思っております。

まず、土地利用や交通・情報基盤に関する「基本目標1、生活と産業の基盤づくり」に向けた

取り組みであります。

全ての町民が行政情報や防災情報を効率的に入手できる新たな情報伝達システムとして、トータルメディアコミュニケーション、これは「つながる あんしん 坂城町」の構想推進事業を進め、同報系及び移動系の防災行政無線の整備、中核避難所への災害時公衆無線LAN——これWi-Fiですけども、その整備が完了いたしました。

各世帯への戸別受信機の配布と屋外スピーカーの整備に加え、持ち運びのできる無線機の整備により、災害時における情報収集及び伝達の手段を確保するとともに、避難先でのインターネットを介した情報収集や安否確認などが可能となったところでございます。全家庭全世帯に無償で戸別受信機を配布したという、全国でもまれなケースだというふうに思っておりますが、着実に情報が届くということが実現できたと思っております。

国道18号バイパスにつきましては、一日も早い完成を目指し、国や県に事業促進を働きかける中で、平成30年度に坂城町区間で初めての工事となる工事用道路の整備等が網掛地籍が着手されて以降、着実に事業の進捗が図られ、坂城インター線先線につきましても、令和4年度の完成を目指して工事が進められているところでございます。

さらに県において、インター先線を国道18号バイパスにつなげる道筋をつけていただいたことも大きな前進と考えております。

また、町のバリアフリー化のシンボルとした坂城駅にエレベーターを新設いたしました。このエレベーターの設置により駅利用者の利便性が大きく向上したと考えております。

次に、福祉に係る「基本目標2、ともに生きる福祉と健康のまちづくり」につきましては、子育て支援策を拡充し、子どもの医療費につきましては、18歳までの無料化を進めるとともに、福祉医療費サポート貸付制度の創設、第3子以降の保育料無料化を行いました。

また、不妊治療助成の大幅拡大と不育症治療への助成制度を新設し、不妊・不育症治療が必要なご夫妻への経済的支援を行う体制を整えてまいりました。

続いて、産業の活性化を中心とした「基本目標3、技術を高め、明日を拓くものづくり」でございまして。

平成23年度には町特産のねずみ大根のキャラクター「ねずこん」が誕生いたしました。初めて挑戦したゆるキャラグランプリでは全国で95位ですが、県内ではアルクマに次ぐ2位、つまり市町村では県内でトップになったということで、町のイメージキャラクターとしてすっかり定着いたしました。

ねずこんは、町をPRするとともに、新たな商品開発にも多く起用いただき、産業の活性化に貢献してまいりました。

また、農工商の連携と6次産業化に向けた「さかきワイナリー形成推進事業」を進め、試験圃場のワイン用ぶどうが収穫できるまでに育ち、大手ワインメーカーによる坂城産ワインの本格的

な醸造、さらには、町内出身の若手経営者らによる待望のワイナリーが創業され、新たな産業が創出されました。

昨年度に開催しました「坂城駅前葡萄酒祭」は大変なにぎわいを見せ、ワインによる地域振興に大きな期待と可能性を感じているところでございます。

そして、町内企業を支援する坂城テクノセンターにつきましては、3Dプリンターの導入や利便性の向上を図るコワーキングスペースなどの拡充のためのリニューアル改修のほか、今年度はコロナ禍にも対応し、オンラインによる開催で企業の持つ高い技術や能力を広く内外に発信した「さかきモノづくり展」の開催支援など、町の活力アップにつながったものと考えております。

続きまして、自然環境の保全や安全で潤いのある生活環境の形成などを目指す「基本目標の4、潤いのある快適で安全なまちづくり」でございます。

再生可能エネルギー等を活用し、持続可能な電力の維持や自立分散などを目指す坂城スマートタウン構想推進事業では、家庭用太陽光発電設備に加え、蓄電池やエネルギー管理システムの導入経費に対する補助を拡充するとともに、役場庁舎に木質バイオマスペレットボイラーを設置し、さらには役場庁舎をはじめ、公共施設へ太陽光発電や蓄電設備の整備を行ってまいりました。

また、町への移住定住の促進と、空き家の適正な管理につなげる「空き家バンク」をスタートさせるとともに、空き家の片づけやリフォーム補助制度を創設し、利活用の促進を図ってまいりました。

また、新築住宅を取得し定住される方に対する支援制度の創設や移住体験ハウスの整備など、町独自の移住定住対策も進めてまいりました。

続きまして、「基本目標5、創造性と人間性を育むまちづくり」では、教育環境の整備や芸術・文化・スポーツの振興などを進めてまいりました。

子育てや教育に係るニーズが多様化・高度化する中で、坂城町独自で教育コーディネーターを配置して就学相談や教育相談事業を実施し、また、様々な課題に対する専門性の強化と関係者の連携を図るため、教育・心理カウンセラーを配置いたしました。

また、児童福祉と学校教育を一元化した「子ども支援室」を設け、子どもの就学前から成長期まで切れ目のない支援に努めてまいりました。

そして、子ども達が安心安全で快適な環境の中で学びが行われるよう、南条小学校の建設や村上小学校の耐震化を行うとともに、町内小中学校の普通教室にエアコンを整備いたしました。

また、グローバル社会へ対応するために外国語指導講師を小学校にも配置し、講師が保育園にも訪問することで、より早い時期から外国語や外国の文化に触れることができる環境を整えるとともに、小学生の中国との教育交流に加え、中学生・高校生の海外派遣研修についても事業化いたしました。

今年度は、文部科学省が推進するGIGAスクール構想における、多様な資質や能力を持つ児

児童生徒や支援が必要な児童生徒など、一人一人の個性に合わせた教育を推進するために、児童生徒1人1台端末等の整備を進めております。

これにより、教育の質の向上とともに、感染症の影響などで休校を余儀なくされる状況にあっても、「教育を止めない」環境がつけられるものと考えております。

昨日、坂城中学校で実施されましたバーチャル研修旅行、修学旅行ですね、金沢へ行く予定だったのが、実際には8月に延ばしたけれども、全員に渡しました端末を、タブレットを使ってバーチャルで金沢を見学をして、金沢の実際の様子を見て、それから金沢商業高校の作ったDVDを拝見したり、おまけに金沢料理を食べるということをやったり、早速そういう活動ができるようになったなというふうに思っております。

最後に、住民、地域、企業、行政の協働や行財政運営などの「基本目標6、自律と協働のまちづくり」では、住民の利便を高めるためコンビニエンスストアで税金などを納付のできる体制を整えたほか、大学や公設試験研究機関などが持つ、知的、人的資源を有効に活用して町の活性化につなげるため、まちづくりの多くの分野で、産学官連携、大学との連携を積極的に推進してまいりました。

基本目標を実現するために実施した具体的な取り組みを項目ごとに申し上げましたが、様々な事業が有機的に作用し、将来像として掲げた「人がともに輝く ものづくりのまち」の実現に大きな成果を上げたものと考えております。

続きまして、(ロ)の第6次長期総合計画についてでございます。

まず、町の将来像に込める思いにつきまして、第6次長期総合計画におきましては、今議会上程させていただいた基本構想の中で、町の将来像を「輝く未来を奏でるまち」と定めております。

まず、「輝く未来」の部分につきましては、3つの輝く未来を描いております。1つは、自然との調和、多様性に富んだ人々のつながりとあらゆる主体のつながりにより、安心の暮らしの中で、全ての人が輝く未来。2つ目は、道路、産業用地、情報通信などの基盤がつながり、「ものづくりのまち」がさらなる発展を遂げ、誰もがいきいきと働き、創造的な産業が輝く未来。そして3つ目が、自然・人・産業が輝くまちを次世代へとつなぎ、10年後にも一人一人夢と希望を持って、輝き、躍動する町を表しております。

そして、「奏でるまち」には、もともと「奏でる」という字が持つ「音楽を演じる」という意味とともに、併せ持つ「成し遂げる」という意味も踏まえる中で、自然・人・産業・基盤のつながりや先ほどの3つの輝きが調和し、豊かなハーモニーを奏でることにより新たな価値を創出し、将来にわたり持続可能なまちづくりを成し遂げるという思いを込めたところでございます。

続いて、各分野における新しい取り組みとご質問ですが、基本構想に掲げた町の将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて、6つの基本目標を設定するとともに、各施策を推

進するにあたっての共通テーマとして、あらゆるまちづくりの取り組みを通じた「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成と、様々な分野における「デジタル変革への取り組み」を位置づけております。

まず、基盤整備や土地利用に関する「基本目標1、暮らしと産業、安心の基盤づくり」におきましては、限られた資源である町土の有効利用を進め、今後、町の交通インフラの骨格をなす国道18号バイパスや坂城インター先線の早期完成に向け、引き続き国や県に事業促進を働きかけるとともに、これらに接続する道路を中心に道路改良整備を推進します。

また、高齢化社会の進行と住み続けられるまちづくりの中で地域公共交通の必要性が高まっており、移動が困難な高齢者や障がいのある方などが利用しやすく、住民ニーズに即した地域公共交通の新しい仕組みづくりを進めてまいります。

また、情報基盤の整備といった面では、様々な分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進してまいります。

次に、福祉分野の「基本目標2、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」では、社会環境やライフスタイルの多様化に伴う保健・福祉サービスのニーズや課題への対応を図るため、保健センターと老人福祉センターを統合し、保健・福祉の機能を併せ持つ新たな複合施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

この複合施設については、保健・福祉の機能を核としながらも、子育て支援や図書館の一部機能なども併せ持つ多機能な施設に幅広い世代が集うことを想定しており、建設にあたっては、様々な分野の皆様の意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症のような、未知のウイルスによる感染症や疾病などに対する対応に関しては、部局を超えて各分野の関係機関が連携し、住民生活への影響を最小限に抑える迅速な対応を図ることを明記いたしました。

続きまして、産業分野の「基本目標3、技術と魅力が集うものづくりのまち」では、「ものづくりのまち」のさらなる発展のため、工業用地確保と産業基盤の整備として、テクノさかき工業団地西側部分への新工業団地の造成事業を令和4年度の方譲を目指して進めてまいります。

また、さかきテクノセンターを中心としたIoTやAIといった高度ICTの活用支援など「技術の高度化」、「情報の収集・提供」、「人財育成」のほか、テクノハート坂城協同組合や町商工会、大学とも連携する中で、さらなる企業支援の強化に力を入れてまいります。

農業振興では、新たな地域農業の担い手の確保・育成に努め、荒廃農地の解消を進めるための支援に合わせ、農地の効率的な活用やスマート農業などによる農業の生産性の向上と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、商業振興では、インターネットを活用した通信販売やキャッシュレス決済の導入などの取り組みを支援し、商機能の維持を図ってまいります。

また、観光振興では、新しい生活様式に対応した魅力的なイベントの開催や、農林業や工業など多様な分野との連携により町内の周遊性を高めるなど、相乗効果を高める取り組みを推進します。

続いて、環境や防災に係る「基本目標4、災害に強く、環境にやさしいまちづくり」でございます。

これまで同様に町全体でのクリーンエネルギー化を進めるとともに、一昨年の台風災害の教訓を生かすべく、そこから一歩進んで、災害発生時における持続可能なエネルギーの確保や情報技術の活用など、より広い視点でスマートタウン化を進めてまいります。

そして、SDGsの推進やゼロカーボンに向けた取り組みとして、ごみの減量化・再資源化・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進をさらに進めるとともに、環境教育、自然環境の保全、ごみの倫理的消費（エシカル消費）などをより一層推進してまいります。

また、長野広域連合が運営する新焼却施設の稼働に合わせ、円滑な移行を進めるとともに、葛尾組合のごみ焼却施設跡地の活用を進めてまいります。

続いて、教育に係る「基本目標5、未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり」では、「坂城の子は坂城で育てる」の理念の下、次代を担う子ども達が地域で健やかに成長し、学べるよう、関連機関が連携した妊娠・周産期からの切れ目のない相談体制の確立など「早期からの一貫した支援」を推進してまいります。

また、今年度小中学校におきまして、児童生徒1人1台端末などの環境を整えておりますので、これらの機器を効果的に活用した授業の改善を進め、従来の教育実践とeラーニングなどICTを活用した教育を組み合わせたハイブリッド型教育を推進するとともに、高度情報化社会に対応できる人材の育成を図ります。

最後に、多様な主体がお互いに理解を深め、尊重し合い、支え合いながら活力あるまちをつくる「基本目標6、すべての人がともにつくるまち」でございます。

移住定住の推進といった面では、様々な取り組みを通じて町の魅力を高め、あらゆる機会を捉え町内外に効果的に発信することで「坂城町に住みたい・住み続けたい」という町や地域への愛着を醸成し、町へのUIJターンや移住定住の促進を図るとともに、地域の外から様々な関わりにより地域づくりを支える「関係人口」の増加を目指します。

また、地域で暮らす外国籍住民への情報提供や生活の支援を進め、地域コミュニティにおける交流を促進し、活力ある地域コミュニティの維持へつなげてまいります。

以上、6つのテーマごとに新たな取り組みを中心に申し上げましたが、いずれの施策におきましても、全ての分野の共通テーマである「SDGsの達成にどうつなげていけるか」、町民の皆様の利便性向上や町の業務改善に「どんなデジタル変革を取り入れていくことができるか」を念頭に置きながら、様々な施策の展開を通じて、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」の達

成に向け、町民、地域、企業の皆様とともに邁進してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

9番（滝沢君） 町長より答弁をいただきました。まさに最上位計画で広範にわたる重要なお話をお示しいただいたと思います。「光陰矢のごとし」と申しますが、実に目まぐるしい激動の10年と受け止めさせていただきました。

いろいろ過去の10年の歴史の中で、やはり一番唯一のインフラ関係ですね、18号バイパス、それから地域交通網、これは当時からいろいろ議論されておりましたけども、なかなかまだ具体的な、いろいろ進んではいるとは思いますが、やはりこれが町長も述べられておりましたが、今後、第6次長期計画の一つの大きな目玉ではないかというふうに思っております。

町が発足して65年になるわけですけれども、長期総合計画も50年の時を経て、歴代の町長さん方の町に込めた思いを今日につないできております。そしてまた、山村町長が第6次ということで、その夢をつないでいくということで、本当にこれが実現したらすばらしい町になるんだろうなというふうに思っております。

この時間内で一つ一つ取り上げることはちょっとできないわけですけれども、これまでの実績、それからこれからの施策ということの内容を、これは町民の皆さんも今町長のお話でご理解をいただけたのではないかなというふうに思っております。

さらに、今後も町民の利便性の向上のために、より実効性のある切れ目のない行政サービスを目指していただきたいと思っております。

中で、1点だけ再質問ということでさせていただきたいんですが、いろいろ施策、総合戦略の中でも40以上のいろんな事業があるわけですけれども、やはりその裏づけというのは、やはり財政ですよ。財政基盤の裏づけがどうしても不可欠だと思うんですけれども、昨日、総務課長さんのほうから、今後も財政運営は非常に困難であるというような話をされておりました。

この第5次の、この10年の動きを見ますと、財政力指数でいくと、0.6から0.7ぐらいで推移をしておりますし、それから、一番の自主財源の町民税ですね、これもリーマン・ショック後のそういう上昇期ということで非常に行政側も苦労されたと思うんですけれども、それでも23億から27億ぐらいの財政収入ということで、こういう困難な時代でもそれなりの財政運営をされてきたということで、今後、10年いろんな社会情勢の変化というのは当然あるとは思いますが、そこら辺のところをこの財政状況と社会情勢をどのように読み取りといいますか、見るといいますか、そんなようなことで計画の中、ちょっと5年計画の、5か年の基本計画、それから3か年の実施計画の見直しを図るということになっているんですけど、その判断基準についてちょっとお伺いをしたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 計画の見直しですとか、その基準といったようなご質問であります。再

質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町の長期総合計画につきましては、10か年を展望しました町の将来像とそれを達成するために必要な施策の大綱をもって構成する基本構想、それから、これを具体化するための計画で社会情勢の変化に対応するため、5か年をめぐりに見直しを行う基本計画、さらに基本計画を計画的に推進するため、3か年の具体的施策の計画を毎年度見直ししながら策定する実施計画、その3つから構成をされておまして、施策を推進していくというものでございます。

長期総合計画で見据えた10年の折り返しとなる令和8年度からの後期基本計画策定の際には、各取り組みにおきまして設定した指標や目標値の到達の度合い、そういったものも基準とする中で、前期5か年の振り返りを行いまして、そこで国の動向ですとか社会情勢の変化などを見ながら、各分野の取り組みの方向などについて見直しを図っていくということを考えております。

また、具体的な事業の規模ですとか時期等についてお示しをします実施計画につきましては、時々の社会情勢ですとか、そのときの町の財政状況、それから国等における補助事業などの財源、そういったもの等も勘案する中で、毎年度ローリング方式により策定をしております。

こうした長期総合計画の折り返し年度における基本計画の見直しですとか、毎年度の実施計画の見直しによりまして、財政状況や社会情勢などに対応しながら10年後の町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」、こちらの実現に向けて的確に計画を推進してまいりたいと考えているところでございます。

9番（滝沢君） 担当課長よりご答弁いただきました。ぜひ社会情勢ってなかなか見極めるというのが難しい部分があると思いますけど、健全運営をしていただきたいということでお願いをしたいと思います。

では、まとめですが、この10年、議会では町づくり、町政発展のために様々な提案・提言を取り上げ、二元代表制の役割を担ってきたとっております。

議会と行政は是々非々の関係でチェック機能を果たすことが求められるわけですが、車の両輪としての立場で重要案件にあたることも大きな責任があります。

私たちは、任期の折り返しのときにあたり、今何が重要で何を求められているのか、町民の皆様への負託に応えていく姿勢をいま一度再認識し、行動することが重要であるというふうに思っております。

1点あと加えますが、町長もここまで10年やっていただきました。さらに長期総合計画来年度からスタートするわけですが、あと10年また見定めていただいて、その成果も見いただければということで希望として申し述べておきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

2、国際交流と海外派遣についてです。

第6次長期総合計画にも、多文化共生社会の実現と国際交流として位置付けられ、豊かな国際

感覚を養うため、諸外国との国際交流を推進するとしています。

町内の事業所には多くの外国籍の方も就労し、地域経済や人口減少社会において重要な役割を担っていただいていることは周知のとおりです。

コロナ禍の影響で人の行き来がままならない状況ですが、子ども達、学生を含め幅広い町民の方がグローバルな視点から国際感覚を養い、様々な国との教育、文化を含めて異文化交流の促進は町内企業の成り立ちを見ましても、推進していく必要性を私は強く感じております。

そこで、イとしまして、ポーランド、ツェレスティヌフ郡との交流事業について伺います。交流のこれまでの経緯と訪問の目的と内容は、また、今後の計画は、ツェレスティヌフ郡の概要を含めお聞きをいたします。

この事業は、本年度実施計画されていましたが、コロナ感染症拡大のため中止となり、令和3年度再度事業計画が計上されております。当町とポーランドはこれまでも様々な交流の歴史があります。この機会に再度町民の皆様により知っていただくために、経緯と事業内容をお示しをいただきたいと思っております。

次に、ロ、小学生、中学生、高校生の海外派遣、交流事業について。

1、これまでの実績と今後の取り組みや小学生の中国との相互交流も長い歴史を重ね、毎年の交流事業となっております。令和3年度、小学生による中国訪問交流事業は中止とのことですが、その経緯と現在進んでいるオンライン、それからタブレットの、そういったものの活用、交流の工夫などの考えをお聞きいたします。

平成27年度からの高校生によるタイ国研修も成果を上げてきておると思っております。残念ながら中学生のシリコンバレーへの教育派遣事業はまだ実現をしておりますが、海外から日本を、ひいては坂城町を再認識するきっかけになる重要な事業であります。

なぜ今取り上げるのかと伺いますと、現在の教育環境はコロナ感染症拡大の影響で多くの学びの場や体験、経験の場が失われております。この困難な状況の中でも、手を差し伸べられるのが行政の力ではないでしょうか。

8日、そして先ほども町長のご答弁の中で、このコロナ禍において中学生のオンラインによるバーチャル研修旅行の実例を伺いました。教育現場での新たな取り組みには感服をするところです。海外派遣事業において、これまでの交流の歴史をここで途切れさせることなく、まさに未来を奏で、町を支えてくれる若者の誕生のためにも、持続可能な取り組みをお願いしたいと思っております。

以上につきまして質問いたします。

企画政策課長（臼井君） 国際交流と海外派遣につきましてのご質問でございます。

そのうち、私からはポーランドのツェレスティヌフ郡との交流についてと、小学生、中学生、高校生海外派遣、交流事業についてのうちのタイ国の高校生研修についてに順次お答えをいたし

たいと思います。

まず、ポーランド、ツェレスティヌフ郡との交流についてでございますけれども、坂城町とポーランドとの交流につきましては、町の国際交流協会が主体となりまして、2014年（平成26年）にポーランド、ワルシャワ日本語学校のサマースクールを受け入れたところからスタートし、これまで通算6回、約50名のポーランドの学生が当町を訪問し、町内のホームステイや町民まつり坂城どんどんへの参加など、様々なプログラムを体験し、交流を行ってきております。

また、一昨年及び昨年には、サマースクールで訪れた学生のうち4名が、再びワーキングホリデー制度を利用して町を訪れ、1年間町内で居住をするなど結びつきが年々深まっております。

日本とポーランド、両国の関係におきましても、一昨年は国交樹立100年、昨年はシベリア・ポーランド孤児救出100年と両国間の友好関係の節目を迎えて、各地で様々な文化交流イベントが開催されたところであります。

そうした歴史的な親日国としての友好関係を基に、今後のさらなる交流進展に向けて機運が高まる中、令和元年（2019年）8月にサマースクールが坂城町に参ったわけでございますけれども、それに合わせまして、ワルシャワ日本語学校と坂城町並びに国際交流協会との友好交流に共感し、親和性を感じたポーランドの自治体「ツェレスティヌフ郡」のビトルト・クフィアトコフスキー郡長から、ワルシャワ日本語学校を介して、町に対しての交流の申出と招待をしたい旨の「親書」をいただきました。

なお、交流のお誘いの文書は郡長から町長に宛てられたものとともに、先方の国際交流協会会長から町の国際交流協会に宛てられたものも同時に届けられたところでございます。

ポーランドにおける郡は、日本の町に相当する自治体の単位であり、ツェレスティヌフ郡は、ポーランドの首都ワルシャワから南東約40キロに位置し、面積88.92平方キロメートル、人口約1万2千人、郡の面積の多くが森林公園や自然保護区となっている自然豊かな地域であります。ポーランドを代表する学術の一つである「物理学」を研究する国の「高圧物理学研究所」が立地するなど、自然と技術が融合した坂城町との共通点を持つポーランドの自治体であります。

ツェレスティヌフ郡の中の高圧物理学研究所は、青色発光ダイオードの研究でノーベル賞を受賞した天野浩氏・中村修二氏と協力関係にあるとお聞きしております。また、郡内には、両国の友好の契機であるロシア革命後の混乱の中、シベリアの地で苦境に陥っていたポーランド人の孤児たちを救出した日本の人道的支援を顕彰した「シベリア・ポーランド孤児記念小学校」が開校され、多くの小学生が日本語や空手を学ぶなど、ポーランドの中でも、特に日本に対して親近感を持った土地柄ということでもあります。

いただいた親書に対しましては、令和元年10月にツェレスティヌフ郡長宛て、交流のお誘いに敬意と感謝を申し上げ、交流の進展を願う旨、返信を行うとともに、交流については、姉妹都

市のような責任や義務を伴うことのない緩やかな友好的なものとするなどについて、意識の共有を図ったところでございます。

さらに、令和元年の年末には、令和2年9月に開催予定であった行事に改めて招待を受けるなど、複数回にわたり、正式にポーランドの訪問のお誘いをいただいております。

そうしたことを受け、令和2年度当初予算に所要の経費を計上する中で、町と議会、そして町国際交流協会の皆さんとともにツェレスティヌフ郡を訪問する事業を計画いたしました。世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況から、今年度の事業はやむなく中止といたしましたところでございます。

今年度の訪問は中止といたしました。訪問の中止を先方にお伝えした際にも、ツェレスティヌフ郡側からは、改めて令和3年度の訪問のお誘いをいただいております。改めての訪問について計画してまいりたいと考えているところでございます。

今後の交流につきまして、訪問が実現した際には、当町とツェレスティヌフ郡双方の自治体と双方の国際交流協会、それにこれまでも交流のあるワルシャワ日本語学校の5者の合意の下で、住民相互の緩やかな交流に向けたフレンドシップ協定を結ぶなど、良好な関係がスタートできればと考えているところでございます。

続きまして、高校生タイ国研修事業についてお答えをいたします。

高校生のタイ国研修につきましては、将来坂城町をはじめとする地域を支えていく子ども達、特に多感な時期にある高校生が、海外で活躍する町内企業の視察や現地学生との交流、歴史文化などの異文化体験を通じて国際感覚を養い、坂城町、さらには日本を再認識するとともに、将来展望を考える機会とすることを目的に平成27年度に初めて実施をいたしました。

事業化の経過といたしましては、国際化を進める町内企業の多くがタイ王国に生産拠点を設けている状況の中で、平成25年度に実施された坂城国際産業研究推進協議会のタイ国視察において、高校生の研修事業という提案があったことから計画がスタートいたしました。

翌26年度に、視察を受け入れていただける町内企業8社の現地の生産拠点の状況や、異文化体験の確認、選定などのための現地調査を行う中で、平成27年度の新規事業として事業化したところでございます。

タイ国研修では、町内企業8社の現地拠点9か所について、地理的な状況等を勘案し、毎年それぞれ3か所に視察の受入れのご協力をいただく中で、3年を1クールとして事業を実施してきており、平成30年度までに4回の研修事業を実施してまいりました。

本研修事業につきましては、町内に住所を有する高校生のほか、町外から坂城高校に通う生徒も対象として、8名の定員で参加者を募集し実施しておりますが、毎回定員いっぱい参加をいただく中で、これまで32名の高校生が研修に参加しております。

参加する高校生には、渡航に先立ち、タイで視察させていただく企業の町内の事業所を視察さ

せていただく事前研修を行った後、現地の研修を行うことで、あらかじめ町内企業の認識を高めてもらうとともに、現地研修の後には報告会を開催しており、参加した高校生全員から現地工場や在タイ日本国大使館を視察した様子などが報告され、「坂城町の企業の技術や品質の高さを実感した」ですとか、「日本とタイの文化の違いや両国それぞれの良さを発見できた」など、現地に行ったからこそその感想を交えた報告が毎回なされており、参加した生徒の視野の広がりや意識の変容などが感じられているところでございます。

高校生タイ国研修事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度並びに今年度につきましては、中止とせざるを得ない状況でありましたが、来年度につきましては、現在のところ、来年3月の予定で実施する計画としております。新型コロナウイルスの状況が見通せない中、国内のみならず、渡航先の状況を注視する中で実施の可否を見極めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（堀内君） 私からは、ロのご質問のうち、小学生、中学生の海外派遣、交流事業についてのお答えをいたします。

まず、小学生の中国上海市実験小学校との交流につきましては、今から28年前の平成5年（1993年）から、長野大学を通じ、上海復旦大学、河北大学との産業経済分野を通じた調査研究交流から始まり、その後、お互いに調査団、交流団の派遣を行ってまいりました。

そして、平成12年に復旦大学とは友好交流に関する議定書の締結をさせていただき、教育交流、特に小学生の相互交流につきましては、お互いに調整を重ね、13年に満城県より教育訪問団が来町され、翌14年には、坂城町教育文化交流団として小学生が訪中し、満城県、上海市、北京市を訪れたことから始まっております。

その後、上海市嘉定区実験小学校とは、平成20年（2008年）から交流を始めさせていただき、これまでの12年間でお互いに訪問、受入れを6回ずつ行い、日本から68名、中国から67名の児童が交流してまいりました。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町からの訪中団の派遣を中止とさせていただいたところでございます。

3年度につきましても、中国交流では毎回お世話になっている復旦大学を通じ、上海市実験小学校との交流について打合せを行ってまいりました。

その中では、来年度に関しましても実施時期である夏休み頃の新型コロナウイルスを取り巻く状況を予想することは非常に困難で、参加者の募集を新年度早々に行わなければならずスケジュール的にタイトなこと、また現在のところ中国への渡航に関しましては、他のアジア地域と同様に外務省の感染症危険情報レベル2の「不要不急の渡航中止」とされているなど、短期交流を行うに際してはいまだ難しい状況が続いていることなどから、やむを得ず中止とさせていただいたところでございます。

中止とはいたしました。関係機関の協力をいただく中で、昨年もお互い応援メッセージのやり取りを通じた交流を行ってきたように、来年度につきましても、ご提案いただいているオンラインでの交流も含め、何か別の形での交流ができないか、それぞれの感染状況を踏まえた上で、関係機関と相談をしてみたいと考えております。

続きまして、中学生の海外派遣事業につきましては、現在のところ来年3月の予定で、中学2年生8名の派遣を計画しており、今後、新型コロナウイルス感染症については、国内はもとよりアメリカの状況も注視し、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

中学生につきましては、以前、平成3年度（1991年）から16年度まで14年間、アメリカ・オレゴン州ポートランドへのホームステイをして語学研修に重点を置いて実施してまいりました。

今回計画している研修では、IT世界最先端の都市を訪れることで、「見ること、聞くこと、体験すること」で世界に羽ばたく人材を育てたいといった願いから、アメリカ・カリフォルニア州シリコンバレーでの国際交流事業を計画したところでございます。

日本の企業も数多く進出し、様々なチャレンジを行い、活躍している人も多いことなどから、これからの日本、坂城町を背負って立つ中学生にとっても大変刺激になり、モノの見方など、視野が広がる大変貴重な体験を得ることが期待できるものと考えております。

将来に対する志を高め、これからの坂城町を担う人材育成を図ること、また参加した生徒だけでなく、クラス、学年、そして学校全体へとその経験をフィードバックしていただくことを期待しているところでございます。

事業のスケジュールといたしますと、2学期を迎えた秋以降、全2年生を対象に英語の学習の中で、事業調査で候補先として挙げた現地の学校とメール等を利用した英語でのやり取りなどの交流を英語教育コーディネーターの調整により実施する計画としております。

現在、シリコンバレー周辺の学校ではいまだ学校へは登校せず、オンライン授業が続いている状況とお聞きしておりますので、現地の先生と連絡を取り合いながら、事前交流が可能かどうか確認をする中で準備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これまで継続してきた交流とこれから新たに実施しようとする交流計画を途絶えさせてしまうことのないよう、交流先との連絡を密にし、慎重に対応してまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） それぞれ担当課よりご答弁をいただきました。ポーランドとのまず交流の経緯ですけれども、今ご答弁いただきまして内容がよく分かったと思います。

交流としては段階的に穏やかな交流をしていくということでございますので、どういう成果になるかまた楽しみにしていきたいと思っております。

それと、小中学生、高校生の海外視察についても、ここで途切れさすことのないように取り組

むとのご答弁をいただきましたので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

タイ国研修、印象のあるのは、確か初めてフェイスブックでいろいろ発信をされたということ
で記憶にあるんですが、やはりああいうのは現地の情景がすぐ我々のところにもすぐ伝わるという
ことでいい取り組みだなと、それ以後いろいろ取り組んでいらっしゃいますので、そういうあれ
も小学生、それから中学生の海外研修、実施できた場合にはそういう発信もぜひお願いをしたい
と思っております。

その中で、日本とポーランドの交流というのは非常に深く長い歴史があるわけですが、
先ほどご答弁に言われましたシベリアの孤児の救出の物語、これも今なお語り継がれております
し、それから、命のビザを発給した杉原千畝さんの人道的支援というのも、これも多くの人の命
を救っております。

今後、当町とツェレスティヌフ郡との交流がどのように進むか分かりませんが、もし交流がた
とえでも進むようでしたら、ぜひこの物語を教育の場でも取り上げていただいて、交流の糧にし
ていただければというふうに考えております。

その中で——大丈夫ですよ、まだね、じゃ、町長もこの件はいろいろSNSで取り上げてい
らっしゃるんで、町長の所見をちょっと、ポーランドとの交流に関して、ご所見いただきたいん
ですが、いかがでしょうか。

町長（山村君） ただいまの滝沢議員さんからのお話もありまして、担当課長から説明しました。

私、当初からツェレスティヌフ郡長さんとのコミュニケーションの中では、昔からある姉妹都
市ですとか、非常に義務が伴うような抱える制度でありますと、お互いに事務局をつくったり、
いろんなルールでやんなきゃいけないことなんです、最近では非常に緩いフレッドシップ協定
というのがありますが、そんな形はどうかということをおっしゃいます。

ポーランドのほうからせつかく声がかかってきた話でありますので、これはやっぱり大切に受
け止めて、世界一の親日家である国との交流、それから、ソ連が崩壊した後真っ先に民主化・自
由化したポーランド、非常に産業面でもしっかりした国でありますので、いろんな幅広い面での
交流ができればなというふうに思っております。

できれば、コロナが収まって交流ができるようになればいいなというふうに思っております。
ぜひやってみたいというふうに思っております。

以上です。

9番（滝沢君） 町長より答弁いただきました。

それともう1点、お聞きしたいんですが、今ご答弁の中でやはり日本語、ポーランドの日本語
学校との交流というのは非常に今回のツェレスティヌフ郡との交流に結びついてきている経過も
あるんですが、さっきご答弁の中で50名ほどの日本語の学生さん、日本語学校の学生さんを受
け入れたということで、この中にもホームステイでいろいろ協力された方もいらっしゃると思

ますし、それから、1年間ワーキングホリデーとして町内の企業、それから、ちょっと町外にもありましたけども、やはりここを住み家として1年間滞在していただいたという、非常に大きな意味があると思っております。

それで、この交流事業をこれまで日本語学校の学生さんを受け入れてきておるんですが、そこら辺の実績ないしの評価といたしますか、滞在、経験、そういうことがどう生かされているか分かりませんが、評価としてどのように捉えているか、それだけお聞きをしたいと思えます。

企画政策課長（臼井君） 再質問にお答えをいたします。

これまでサマースクールで当町を訪れたワルシャワ日本語学校の学生さんにつきましては、町の滞在中には町内の一般のご家庭にホームステイをしております、帰国後もホストファミリーとSNS等を介して連絡を取っている皆さんもいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

また、ワーキングホリデーで町に滞在した4名の学生の中には、卒業した後改めて来日して日本で働いていらっしゃる方もおまして、時々坂城にもお顔出しをいただいているという状況であります。

また、ワルシャワ日本語学校の先生とは日常的に連絡を取らせていただいております、ポーランドの様子などをお伺いしておるという状況でございます。

今後、改めて進めていくツェレスティヌフ郡との交流の中で、今までの関わりあった皆さんにどのような関わりができるのか、日本語学校ともお話をする中で詰めてまいりたいというふうにご検討しております。

9番（滝沢君） 担当課より再度ご答弁いただきました。

これから交流事業というのは、このコロナということが非常に影響があるんですが、ぜひともアフターコロナ、ウイズコロナということで事業展開のほうをお願いしたいと思います。

では、最後にまとめということで述べさせていただきます。

コロナ感染症拡大を終息させる最後の砦ともいべきワクチン接種ですが、今議会でも多くの議員から取り上げられました。町挙げての一大プロジェクトになり、町職員の皆様の負担は計り知れないと思えますが、多くの町民の方が待ち望んでおります。人と人が笑顔であふれ、にぎわいの日を取り戻すべきそのご尽力をお願いをいたしまして、私の一般質問といたします。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時09分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。今回、2つの項目について質問を行います。

まず、1点目として町が取得した鉄の展示館西側土地と建物の利用についてです。

昨年12月23日に坂城駅周辺活性化委員会で担当課立会いの下、この土地の視察を行いました。この場所は駅からも近く、周辺には観光施設である鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館などがあります。5月には坂城葡萄酒祭、こちらは一昨年より開催された新しいイベントですが、大変盛況であります。また、8月には坂城どんどんが毎年開催されています。

そのように人々が集まる場所等があります。かつては商店もたくさんあり人々の往来が行われ、にぎわいがありました。しかし、現在、通勤、通学の人々の往来は見られますが人が集まって来るにぎやかさが日常はありません。

今回、町が取得した土地は駅に隣接し、町が行うイベント等、また近隣自治会等にとって駅周辺を盛り上げる可能性がある場所であり、駅周辺ににぎわいを取り戻すのではないかと思います。

本年1月に発行した議会報で視察の内容等は記述をさせていただいております。また、坂城駅周辺活性化委員長も昨年二度にわたり、この土地について一般質問を行っておりますが、今後どのような事業計画がなされるのか、いま一度取得に至った経緯等を含め質問を行います。

まず、イとして、用地取得に至る経緯と現状。今回、購入に至った経緯についてお聞かせください。また、いつ取得したのでしょうか。敷地面積と敷地内にある建物の面積はどのくらいでしょうか。また、敷地内にある建物の状況はどのようになっていますか。

次に、ロとして、令和3年度の事業の予定は。来年度予算計上が行われております。どのような事業となるのでしょうか。今後のスケジュール的なことは決まっているのでしょうか。

ハとして、今後についてです。町は中心市街地活性化検討委員会を設置の計画であるが、どのようなメンバー構成となるのでしょうか。中心市街地にあるということで近隣の自治会も協議に関わるべきであると思います。どのような方法を考えていらっしゃいますか。

最後に、まだわずかではありますが、町民の方よりこんなふうになったらいいなという声があります。多いのが公園です。近くに憩いの場がないということで足を止め一休みできたり、そのような場所を建設してほしい、また別の方からはイベントに活用できるスペースがいいのではないかと、毎週、隔週、月一、フリーマーケットや食事の移動販売車等を募集し、駅周辺に人を呼び込みにぎわいを取り戻したいという思いを持たれている方もいらっしゃいます。こういった声は既に出てきておりますが、町として何か構想なりお考えはありますか。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、大日向議員さんから1番目の質問としまして、鉄の展示館西側の土地の利用について、イとして用地取得に至る経緯と現状、ロとして令和3年度の事業の内容は、今後についてという3つのご質問をいただきました。

まず、よく皆さんご存じですけれども、坂城駅周辺の中心市街地は江戸時代に北国街道の宿場、「坂木宿」として繁栄し、今もその当時の面影を残す建造物や町の指定文化財の長屋門などが残っております。

町の代表する観光資源は駅周辺に多く点在しており、鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館、全国から鉄道ファンが集まる169系電車など、町の歴史や文化等に触れていただくことができます。

これらの集客性を持つ施設の活用やイベントなどの開催により、町の認知度を上げ、興味を持っていただき、多くの方に来町いただけるように坂城駅周辺の活力とにぎわいの創出につなげてまいりたいと考えているところであります。

さて、イの用地取得に至る経緯であります。鉄の展示館は坂城駅周辺の中心市街地に位置しており、観光の拠点としての役割を担っているところであります。

しかしながら、鉄の展示館で開催する特別展や併設する中心市街地コミュニティセンターでのイベント開催時には当施設の既存の駐車場では十分なスペースを確保することができず、近隣の個人所有地をお借りして対応している状況がございます。

また、地域の活性化を目的に特産品や美術工芸品、観光土産品などの販売等を行っている鉄のほそ道では、飲物などの軽食の提供も行っておりますが、来客者が椅子に座ると販売商品を見て回ることができないほど手狭となっております。また鉄のほそ道にはトイレがなく、鉄の展示館のトイレを使用している状況であるため、鉄の展示館の休館日には休まざるを得ない状況となっております。

そのような課題の解決を図るほか、坂城駅周辺の中心市街地には公園がなく、憩いの広場を兼ね備えた地域の避難場所の確保についての要望もあることから鉄のほそ道西側の土地を取得し、既存の施設と併せて有効活用を検討していくということにいたしました。

また、取得につきましては、土地所有者にご協力をいただき、昨年10月に契約の締結と登記が完了し、引渡しを受けたところであります。

取得した不動産の面積は、土地が約1,390平方メートル、木造平屋建ての住居は延床面積が160平方メートルあり、そのほかに2階建ての土蔵が延床面積65平方メートルございます。

町への引渡し後は、中心市街地の景観にも配慮し、適正に維持管理を行っているところであります。

次に、ロ、令和3年度の事業内容についてお答えいたします。

令和3年度につきましては、今後の利活用について商業・観光・自治会などの関係者の皆さんからご意見等をいただくための経費と、翌年度以降に工事等を行うための基本設計に係る費用を当初予算に計上いたしました。

令和3年度では方向性を固めるとともに基本設計を完成させ、翌年度には実施設計を行い、工事着手ができるように進めてまいりたいと考えているところであります。

続いて、ハ、今後について、どのようにこの跡地の利活用方法の検討を進めていくのかのご質問であります。取得した土地は横町区、込山区、立町区の3区に接する場所に位置している

ため、地域の代表としての各区の区長さんをはじめ、商業・観光の拠点となり得ることが想定されることから、町商工会や観光協会、まちづくり坂城のほか、まちづくり計画などにご協力をいただいている大学の先生方などから町が進める計画についてご意見を頂戴できればと考えております。

利活用方法につきましては、今後検討してまいります。この土地は、坂城駅周辺の観光施設、商業施設、地域のコミュニティ施設のほぼ中心になりますので、駅周辺の中心市街地の周遊性を高められ、鐵のほそ道の中核とした特産品や食事の提供などによる観光と商機能の充実、坂城駅周辺で行われるイベントや町なかにおける公園・緑地といった憩いの空間の確保にもつながり、人と人との交流スペースとしての活用も考えることができるところであります。

また、有事の際における地域住民等の避難場所など防災機能の強化につなげることが可能である場所でもございます。

今後の施設・環境整備を進めるにあたりましては、町が主体となって地域の皆様からのご意見も伺う中で利活用方法を検討し、早期実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 町長より答弁いただきました。取得の経緯、活用方法について説明いただきました。

今回、一番大事だと思うのが令和3年度の予算計上が行われており、どのような事業の予定となるかということです。既存の歴史的建造物や歴史的資料にプラスしたものを考え、坂城駅周辺の活性化を考えてはいかなくはないのではないかという思いにより質問をした次第であります。駅周辺や町ににぎわいをもたらすにはたくさんの人の知恵やアイデアが必要ではないか。行政が先導していくことが必要な場面もあるのは理解いたしますが、これからの町を考える上で公助や地元自治体等が互いに協力し、力を合わせ、人々を集める努力も必要ではないかと感じております。

町と株式会社まちづくり坂城が中心市街地活性化委員会を設け、協議を行い、近隣自治会の意見を反映しながら事業が進められていくということでした。

今回、私が行った発言にある内容を自治会等に投げかけていただくのもいかがでしょうか。いろいろな視点から意見を出し合える環境を作る、そのように考えていかないとただ物を作っただけ、後世に対し負の遺産となりかねないのではないのでしょうか。いかに近隣自治会等の協力を得て有効に活用していくことが必要だと思います。

私も地元住民であります。区会等で地元として何ができるかを提言していくつもりであります。一番にぎわいを取り戻さなくてはならない自治会であり、その必要があると思います。

最後に、イベント等ができる場所にしたいというご意見については、議会報を早速見てくださった町民の方からの提案を述べさせていただきました。既に関心を持ち、これからの町の行く末を考えてくださる方がいるのです。

いずれにしても地域の皆様の協力を得ていかないと坂城駅周辺の活性化は望めないのではないかと思います。今回の事業については、坂城駅周辺が変わる大きなチャンスです。たくさんの意見を聞き、たくさんの人の協力を得て、よい事業にしてほしいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

空き家対策についてです。

空き家問題は、全国で問題視されています。平成26年11月に成立した空家対策特別措置法では、行政が実態調査や管理指導等を行えるとされています。総務省土地統計調査によると、平成30年の住宅・土地統計調査の概数が公表され、全国の空き家の数は約846万戸、前回の調査が平成25年で約820万戸であったのに対し、過去最高を記録しております。

空き家が増加する起因は様々あり、推察いただけるとは思いますが、中でも少子高齢化による人口減が多いに関わっていると感じております。

当町の人口ビジョン素案に示されておりますが、2040年には2015年と比べ生産年齢人口は40.1%減、年少人口が49.8%減になると推計されています。このような推計を見ても、今後、人口減少、高齢化が進み空き家が増加することが予想されます。このように数値で示されていることから、空き家となる前に何らかの対策を講じていく必要に迫られているのではないのでしょうか。現在ある対処方法や制度の見直し等を考えていかなくは対応の遅れが生じていくことは明らかだと感じます。

また、利活用についても他市町村において町の活性化につなげ、成功を収めている事例もあります。空き家も町の一つの財産と考え、今後、利活用を含め町独自の制度を考えることにより人口増加につながるのではないかと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、イとして、町の空き家の状況は。現在、町にはどのぐらいの空き家がありますか。次に、どのように空き家の状況を把握していますか。また、空き家はどのような区分がなされていますか。所有者が管理している空き家は何件あり、なされていない空き家は何件あるか、その他はあるのでしょうか。最後に、管理がなされていない空き家に対し、町としてはどのような対応をするのでしょうか。また、行った経緯はあるのでしょうか。

ロとして、空き家バンクの利用状況は。空き家バンクは賃貸や売買を希望する空き家の所有者と空き家の利用を希望する双方が町の空き家バンクに登録して空き家の利用につなげる制度であります。最初に過去3年の利用状況をお聞かせください。これは登録者、登録物件の件数、契約物件の件数についてです。次に、空き家バンクを利用する条件はどのようなものがあるのでしょうか。また、利用希望者が現れた場合について何かしらの補助金を受け取ることができるのでしょうか。過去に補助金等を受けた案件があれば、どのような内容で補助を受けたか、過去3年でお答えください。最後に、第6次長期総合計画素案では、空き家活用件数の基準値、令和元年で

は5件、目標値、令和3年から令和7年で30件と定めてあります。人口ビジョンでも示されているとおり、人口減は否めなく、社会増に頼っていく部分があるのではないかと。住みたい、住んでみたいと思う魅力あるまちづくりの方策として空き家の利活用も今後大事だと思いますが、町のお考えはどうでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

住民環境課長（関君） 2、空き家対策についてのうち、イ、町の空き家の状況はについてお答えいたします。

近年、人口減少、既存住宅・建物の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴って居住されていない住居などが増加しております。

このような空き家は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理を行う必要がございますが、中には適切な管理が行われず、安全性の低下、公衆衛生や景観の悪化など多くの問題を生じさせているものがございます。

町では、住民の皆さんから寄せられる空家等の苦情につきましては、空地・空家等の適正管理と所有者の責務について規定している町生活環境保全条例に基づき、所有者等に対して改善をお願いしているところでございます。

全国的に適切な管理が行われていない空家等が問題となる中、平成27年5月、地域住民の生命・身体・財産の保護や生活環境の保全などを図るため、空家等に関する対策を定めた空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。この特別措置法において、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定され、空家等対策の基本的な考え方として「第一義的には空家等の所有者が自らの責任によりの確に対応することが前提となる。」と定めるとともに、市町村が計画的に空家等の対策を推進するための措置等についても定められました。

平成28年1月には、町の空家等の現状を把握して対策を実施するため、行政協力員さんに地区内の空家等の情報提供をいただき、その結果を基に職員による現地調査を実施した上で空家等の状況、今後の意向等についてアンケート調査を実施しました。

平成28年10月には特別措置法に基づき、議会、区長会、司法書士、土地家屋調査士、建築士、民生委員、消防、警察などの関係者の皆様から構成した坂城町空家等対策協議会を設置し、平成29年3月には地域の安全確保と生活環境の保全、空家等の利活用促進を目的に坂城町空家等対策計画を策定し、計画に基づき空家等の適切な管理の促進を図ってきたところでございます。

まず、空家等の件数でございますが平成29年1月に再度行政協力員さんからご提供いただいた空家等の情報と、町が把握していた情報を基に現地調査、対策協議会での協議を行った結果、空家等の件数は、適正に管理されている空家等153件、管理が必要な空家等95件、準特定空家等4件、特定空家等1件で合計253件でありました。

その後、空家等対策計画に基づく対応を実施した結果、令和3年2月末現在では、適正に管理がされている空家等126件で27件の減、管理が必要な空家等が90件で5件の減、準特定空家等が3件で1件の減、特定空家等0件で1件の減と合計219件で34件の減となっております。

特に、特定空家等と判定された1件への対応につきましては、協議を重ねた結果、所有者による建物撤去となったほか、準特定空家等と判定された4件につきましては、準特定空家等に相当すると判定されたことを通知し、建物の適正な管理を依頼した結果、所有者により1件が建物の撤去となりました。その他につきましても建具等の飛散防止措置や敷地内の樹木を伐採などの処置をしていただきましたが、引き続き修繕・解体、草・木の除去など適正な管理を依頼していく予定であります。

また、その他の空家につきましても固定資産税納付書の発送に合わせ、空家等の適正な管理について空き家バンク制度のお知らせを同封し、空き家の維持管理に努めていただくよう通知するとともに、必要に応じて個々の状況等について改善を促す連絡をしているところでございます。

なお、先般、平成29年1月の情報提供以降の変化と、新たに発生している空家等の状況を把握するため、本年2月の行政協力員会において、再度、地域内の空家等の情報提供をお願いしたところでございます。

今後、この調査結果を基に、現在把握している空家等の経年による経過や新たに発生している空家等の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、引き続き利活用可能な空家等に関しましては、所有者等の意向を確認の上、空き家バンク等への登録などを勧めるとともに、草・木の繁茂など周辺に影響を及ぼす恐れのある空家等に関しましては、実情に応じた対策を要請してまいりたいと考えているところでございます。

建設課長（大井君） ロの空き家の利活用をのご質問にお答えをいたします。

空き家バンク制度は、空き家の有効活用を図り、町内への定住や地域の活性化を促進するため、平成28年度に設置した制度でございます。

ご質問の空き家バンクの利用実績でございますが、平成30年度は利用登録者数が15名、物件の登録件数が9件、成約件数が6件でございました。令和元年度は、利用登録者数が15名、物件登録者数が9件、成約件数が5件で、令和2年度は登録者数が22名、物件登録数が6件、成約件数が4件という状況でございます。

次に、空き家バンクを利用する条件につきましては、空き家を貸す、または売りたい方、あるいは空き家を借りる、または購入したい方は、それぞれの町の空き家バンクに登録することで空き家バンク制度を利用することができます。

また、登録可能な空き家は、住んでいただくことが可能な住宅で特定空き家や抵当権が設定さ

れていたり、相続登記が行われていない物件は登録することができません。

次に、利用者への補助についてのご質問であります。空き家の所有者が家財道具等の片づけを行う場合に町の許可を受けた業者が搬出・処分を行う際に補助対象経費の2分の1以内で上限10万円の補助を受けることができます。

また、町に定住することを目的として購入した物件のリフォーム工事に対し、町内の事業所などが工事を行う場合、補助対象経費の2分の1以内で上限50万円の補助が受けられます。

このリフォームなどの補助金の交付状況でございますが、平成30年度は家財等の片付け4件、リフォーム工事が2件あり、令和元年度は家財の片付け2件でリフォーム工事が3件ございました。令和2年度はリフォーム工事が2件で、リフォーム工事の多くは台所、浴室、トイレ等の水回りの工事などが行われております。

次に、空き家の利活用についてのご質問であります。人が住まなくなった建物は徐々に傷みが生じ、そのまま放置すると処分せざるを得ない物件となってしまいます。

一方、空き家バンクに登録していただくことで再び活用することができ、健全な状態が保たれることとなります。

町では空き家バンクの活用を進めるため、空き家の物件情報、補助制度などの概要について専用ホームページ上で公開しておりますが、ホームページをより多くの方に利用していただくため、今後、デザインの一部を修正してまいります。このホームページはどなたでも閲覧できますので、UIJターンによる移住の促進や未だ落ち着きが見られないコロナ禍においては、テレワークなどの拠点としてもご活用いただけるものと考えており、空き家を有効な資源として活用していただくために制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

6番（大日向君） ただいま担当課長より答弁いただきました町の空き家の状況については行政協力員さん等をお願いして町の空き家の現状を把握していることが分かりました。

また、空き家は適正に管理されている空き家、管理が必要な空き家、準特定空家、特定空家の4つに区分されており、令和3年2月現在、適正に管理されている空き家が126件、管理が必要な空き家が90件、準特定空家が3件、特定空家がゼロで、平成29年1月、令和元年12月の調査と比較し、適正に管理されている空き家が27件の減少、管理が必要な空き家が5件の減少、準特定空家・特定空家共に1件の減少と町の空き家の状況が分かりました。

空き家は所有者が責任を持ち管理をきちんと行わなければならないということです。私が危惧するのは所有者がいなくなり、空き家の管理が行われなくなる物件が今後増えていくかもしれないということです。

お答えでは、空き家は減少傾向にあるということでしたが、現在、町内にある空き家がいつ準特定空家・特定空家となるか分かりません。引き続き行政協力員の方からの情報提供と、空家対策協議会では適切な管理を行っていただきたいと思っております。

空き家に関しては地域も協力して考えていかななくてはならない問題でもあると思います。地域全体でもこのような問題が発生するという事に関心を持ち、官民一体となり解決していければよいと思います。

また、空き家バンクの利用状況については過去3年の利用実績等の説明をいただき、空き家バンクの活用に使用可能な町の補助金の制度、利用を行ったリフォームがあることが分かりました。

1点ですが、空き家バンクの利用実績について再質問を行いたいと思います。平成30年の成約件数が6件、令和元年が5件、令和2年が4件とありますが、この詳細内容についてお聞かせください。

建設課長（大井君） 再度のご質問にお答えをいたします。

平成30年度から令和2年度までの売買または賃貸の成約件数の内訳について申し上げます。平成30年度は成約件数6件のうち、町内在住者の売買などが4件、沖縄県と千曲市にお住まいの方の売買がそれぞれ1件でございます。令和元年度は成約件数5件のうち、町内在住者の賃貸が2件、長野市、上田市及び千曲市にお住まいの方の売買等がそれぞれ1件ございました。令和2年度は成約件数4件のうち、町内在住者の売買が2件、横浜市及び千曲市にお住まいの方の売買がそれぞれ1件で、合計町外からの転入件数は7件、空き家バンク登録時の利用人数は14名でございます。

6番（大日向君） 再質問にお答えいただきました。

今後、移住定住人口確保の推進としてホームページの更新も行うということでした。空き家問題とリンクし所有者に登録を促していくべきではないでしょうか。過去の成約の内訳の説明をいただき、町外の方も坂城町に興味を持ち移住を検討し、実際に生活の拠点を移しているということが分かりました。移住された方からのお話等をお聞きし、さらなるアイデアを振り絞り、より多くの人の目に留まる魅力あるものにし、さらなる定住人口率の上昇に努めてほしいと思います。

今回、2つの内容について質問を行いました。まず、町が取得した土地について新年度の事業の内容、町の空き家の利活用について。

まず、町が取得した土地の利用については地域、住民がいかに関わりを持てるかという思いから質問を行いました。坂城駅周辺の活性化を目指すとなると、既存の鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館等の歴史的な観光施設も大事であると思いますが、新たにできるものに対して、いかに自治会、地域住民が参加するかがにぎわいを取り戻すことにつながるのではと思います。たくさんの方のアイデアを出し合い、一緒に育てていくことが活性化につながるのではないのでしょうか。議会、また特別委員会におきましても今後聞き取りを行っていきたいと思います。

また、空き家対策の質問においては、今後少子高齢化が進めば、それに伴い空き家も増えていくことが予想されます。所有者が分かっている方に啓発の通知等を重ねてお願いいたします。

近年、地震、台風等の災害が頻発しております。このような災害により倒壊、二次災害が発生

しかねません。前向きに検討をお願いいたします。

また、利活用についても、私も様々な地域で行われている対策や空き家の利活用を調べました。当町の状況に合うものがどのようなものか等を一緒に考え実現できるようにしていきたいと考えます。空き家も町の一つの財産と述べました。どちらの質問においても町のにぎわいや活性化につながるものであると思いますので、長期的な視点を含め考えてほしいと思います。

今回行った空き家対策の中で行ったいくつかの質問内容についてはほかの課においても関わりがあるのではないのでしょうか。私の述べる人口社会増につながる対策等をお持ちだと思います。移住等を検討する側から見た場合、空き家に関わる全ての事柄を集約して対応していただける場所があると非常に助かると感じます。

私も今回質問を行うにあたり、いろいろと学ぶことができました。空き家問題解消が人口社会増に直結するのは難しいかもしれませんが、一端を担っているのは明らかだと思います。問題は互いに協力し、解決させることで町の発展につなげていきたいと願っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時45分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

13番 中嶋 登君の質問を許します。

13番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

久々の13番目、今回大トリでございます。とにかく久々ですので、今まで同僚議員たちがたくさんいい質問をしております。重複するところがあるかもしれませんが、それは大事なことから重複するというふうに思っていたら、私の質問したことには全部お答えをいただければありがたいというふうに思うわけでございます。

さて、私ごとではありますが、2月6日の土曜日の夕方5時頃、ぶるぶると悪寒がしまして体温計を計るとなんと37度8分ありまして、普段のときだったら鼻かぜひいちゃったぐらいで済ませるところでありましたが、まさにコロナ禍の時代です。少し悩みましたが、ある意味、議員をやっているという立場もあり、いろいろ町民に聞かれたりすることがありますので、よい機会だなとそんなふうに捉えまして、しかも土曜日であります。それでもと思ひまして、ちょうど時間は土曜日の午後6時に保健所へ電話を入れてみました。そうしましたら、思ったとおり、女性の声で「今日の業務は終了しました」とロボットのような声のアナウンスが流れました。駄目かなと思ひながら電話を切らないでいたら、その後、なんと「コロナの相談のある方は9305へ電話してください」と、そんなアナウンスがありましたので、それじゃあここへ電話してみるかと早速電話をしてみました。そうしましたら担当の野村さんという女性の方が出て、

24時間コロナ相談を受けているとのことでありました。今までのいきさつを話しまして、そうしましたら、もしこれで熱が出てきて具合が悪くなったらどうするんですかというのをお話ししたら、坂城町のお医者さんというようなことを言ったらこんな言い方をしていました。「坂城町の医院では直接的なコロナ対応はできません」と、え、駄目かいと、もちろん武市先生なんかに後で聞いたりしたら、受けて案内をするというような流れは今にはなっているようです。だから絶対駄目ということはなかったんですが、間接的なコロナ対応はできないということで。じゃあどうしたらいいだと、どこだって、坂城町だって私が言いましたら、それじゃあ上田市か千曲市ですわねって言われたもので、地区的には北信になるから上田じゃなくて北信のほうのと言ったら、じゃあ千曲市ですわねということで、じゃあどこへ熱がたと出たら行きゃいいかいと聞いたら、中央病院か安里医院へ行ってくださいと、そこで女性にはアドバイスを受けたんです。ただ、女性はこういう言い方もしていました。匂いとか味覚に変化がなかったら、今日は置き薬の熱さまし、解熱剤、これを飲んで様子を見てくださいと、そう言われましたのでそのとおりにしてみました。そしたら、何と次の日には熱も36度6分に下がりましたが、うちのかみさんが実は看護師でしたので帰って来て私にちょっと熱があったというようなことを言ったら、なんと土曜日から完全隔離されまして、手洗いとアルコール消毒はもう徹底的にやらされました。次の日、熱が下がったから茶の間で飯を食わせろと言ったら、コロナ菌を持っていても症状が出ない無症状の人もいるからとのこと、その後、なんと私は3日間、不自由な隔離生活が続いてしまったということでありました。そうは言いますが、2月8日の日に、これは月曜日でしたので再び保健所へ電話して、実は熱が下がったが人に迷惑をかけたくないというようなことを話しまして、そのときに実は明日、2月9日になるわけですが、定期検査で私は松代病院に一月に1回ぐらい行っていますのでそこへ行くんだという話をしますと、なんと保健所では、あそこは専門病院なんですと、そこで相談するようにアドバイスを受けました。いよいよ2月9日になりましたので松代病院へ行き、受付の方に今までの経過を全部お話しすると、なんと病院の裏口へ行ってくださいと、しかも車でそっちへ行けというわけで、駐車場から車に乗りまして指示されたとおりに裏口へ行きました。そしたらそこで車の中で待っていると男性の方が来て、病院の一室に通されました。そこではなんと完全装備の看護師さんがおまして、早速コロナの検査をするとのことでありました。そこで私もあまり失礼になっちゃいけないので、自分の身分も明かしまして、坂城町では議員をやっているんだわいと、そんな関係もあるからということで調べるじゃないけれども、その経過をちょっと知りたいからどうやるだかと、そしたらある意味喜んでくれまして、そんなことであつたわけで、もちろん今も言われていますが、医療の最先端で頑張っている女性でありましたのでそこで私の敬意を表するとともに御礼を申し上げたことはこれは言うまでもありません。

そうは言いますがせつかくの機会だということでしたので検査内容を聞いてみました。やっ

た順に言いますと、一番まず先は検温するんです。当たり前のことです。そのときはさっきの話じゃないけど熱も下がってしまっていて36度5分でした。2番目は血液検査でありました。3番目がPCR検査より簡単な検査ではあるが精度が大分高くて、しかも40分ぐらいで結果が出ると。これは何というやり方ですかというのを看護師さんに聞いたらコロナ抗原定量検査というやり方だそうです。これもテレビなんかでやっているから皆さん見たと思いますが、長い綿棒を鼻の中へ入れられましたちょっと痛い感じだったんですが、そんな思いをしながらやっていただきました。看護師さんに聞くと、同じくそのときにインフルエンザのA抗原とB抗原の検査もするというのを言っていました。それから4番目でございますが、4番目は尿検査でありました。何で尿なのと言ったらこんな言い方でした。免疫学的検査判断を行うと、こういうことでありました。最後にはなるんですが、5番目はレントゲン室へ連れて行かれましてCT検査をしていただき、全ての検査がここで終わりました。時間的には大体2時間ぐらいかかりました。その後、医者の方の見があるということで先生のところへ行ったら、CTを、レントゲンと同じようにやったやつを見まして、肺は異常ないということで、そして先生が最後によかったですね、陰性でした、あなたはコロナじゃないとこういうふうに言われまして、そこで安心をいたしました。

それでこれも私も商人でありまして商売のことのほうを考えると必ずや値段を聞きたいということでももちろんお金を払った部分ではありますが、この報告をいたしますと、検査料金はさっき言ったように1番から4番目、CTを抜かしての検査料金であります。それはコロナ検査ということで7,440円でありました。これは金を払うだけかと言ったら無料だそうです。ただでやっていただきました。それでそのときにちょっと先生にも私は聞いたんですが、CTまでやってもらったから先生うんとありがたいけれどももし俺がコロナだったらどうするだと言ったら、そのときはPCR検査をすると言っていました。けれども、PCR検査じゃなくてさっきのコロナ抗原何とかがってそのやつもものすごく精度はいいとは言っていました。そこが入り口でなっていなかったから、あなたは大丈夫だと、こういうふうに言われました。

ちなみに、なかなか普段もしっかりしている部分もありまして、私はCT検査までやってもらったから先生ありがとうございますなんてことは言ったんですが、実はCT検査は医者の方の見もあったから何と値段を聞いてみたら2万9,830円でした。私は3割負担ですので8,950円を病院に支払ってまいりました。何はともあれ、自分としては陰性でありましたので、ちょっとお金がかかりましたがそうは言ってもほっとしました。コロナ禍時代でもあり大変な体験をいたしましたので、今日は大事なお時間を取らせていただいているわけですが、議場内の皆様、そして大勢の皆さんがテレビを見ているでしょうから、町民の皆様にもちょっとそんなご報告をしておきたいと思いました。これが自分がコロナの疑いありということでの実体験をちょっとお話ししました。だから、この議場にいる皆さんも、それからテレビを見ている皆さんも心配しなくても大丈夫です、コロナは。そんな流れでもってお医者さんがちゃんと調べてく

れますから。お金もかかりませんから。もしそんなことがあったらまた松代病院へ行っていただければ、ただでできますのでやっていただければなというふうに思いました。

ちょっと前置きが長くなりましたが、一般質問をさせていただきます。

①ふるさと納税について。

(イ) 2億5千万円を目標に、私がこの場所でご提案を申し上げまして、町長やるんかいと言ったら、やりましょうということでの英断から始まりました。そのふるさと納税がなんと1億8千万円越えとなり、町長もそうでしょうが私もものすごくうれしく思っております。日本中からご寄附をいただくということで、そこで寄附金が増えた要因と今までの寄附金額の推移をお尋ねをいたします。そして、2億円はもう目前であります。弾みがつきましたので、私もここも商人ですから言いますが、目標をちょっとまた2億5千万円ぐらいにして、ひとつ頑張っていたければありがたいと、そういうことに対して今後の見通しと施策もお尋ねをしたいと思います。

それから、(ロ)といたしまして、選べる使い道はということでございます。この寄附金の使い方が分かる、まさに税金の見える化でございます。すばらしい制度であると思っております。4項目の振り分けと使い道をお尋ねをいたしまして1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

企画政策課長(臼井君) ふるさと納税についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、町のふるさと納税の経過と推移についてであります。ふるさと納税制度は生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として平成20年度に創設された仕組みであります。

制度の創設を受けまして、町におきまして平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、ふるさとさかきに思いを寄せてくださる皆様からの寄附をお受けできるようにいたしました。

その後、平成28年度に町内事業所のご協力をいただく中で、町の様々な特産品を返礼品として用意するとともに、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済の導入など全国から寄附を受けやすい仕組みを整備し、現在の信州さかきふるさと寄附金制度の形といたしたところでございます。

これまでの寄附金額の推移といたしましては、新たな体制を整備した平成28年度、寄附件数で1,567件で、寄附額が2,846万円でありました。平成29年度以降は、人気を博しているぶどうやりんごなど果樹類を提供いただける事業者の登録を増やし、人気商品の数量確保に努めるとともに返礼品や寄附受付ポータルサイトの充実も図る中で平成29年度は寄附件数1,853件、寄附額4,558万8千円、平成30年度は寄附件数3,683件、寄附額7,979万4千円、令和元年度は寄附件数6,202件、寄附額1億4,857万2千円と、いずれの年も前年度を上回る寄附をお寄せいただいたところであります。

本年度に関しましては、町長から招集挨拶でも申し上げましたとおり、2月末時点において寄附件数で9,505件、寄附額で1億8,761万3千円と、既に前年度を上回る寄附を全国の方からいただいている状況であります。

増額の要因につきましては、昨年度途中からインターネット上の寄附の申込み窓口となるポータルサイトを新たに2つ増やし、より寄附をお寄せいただきやすい体制の整備を進めたことに加え、人気を博しているシャインマスカットをはじめとする返礼品を提供していただける事業者が増えたことなどが考えられるところでございます。

続きまして、今後の取り組みについてであります。年々多くの町内事業者の皆様のご協力をいただき、魅力ある町の特産品をご提供いただけてきたことが現在の寄附額につながっているものと考えているところであります。

町内には、現在提供いただいている返礼品のほかにも魅力的な特産品が多くございますことから、事業者のご協力をいただく中で新たな返礼品も積極的に取り入れながら、より一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、新たな返礼品のラインナップを増やすことに合わせて、返礼品を提供していただける事業者の登録を増やし、全国の皆様に町の魅力をお伝えしてまいりたいと考えております。

ふるさと寄附金に関しましては、こうした取り組みの積み重ねの結果であると考えているところであります。そうした中で具体的な金額を目標という形で設定するというよりは制度の趣旨を踏まえ、町の魅力ある特産品や町の魅力を積極的に発信するとともに、より寄附をいただきやすい環境を整えることで、毎年、より多くの皆さんからご寄附いただけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、いただいた寄附金の使い道についてであります。町ではふるさと寄附をお申込みいただく際に4つの分野から寄附金の使い道を選んでいただいております。

また、お寄せいただいた寄附金につきましては、年度ごとに一旦、ふるさとまちづくり基金に積み立て、寄附者がお選びいただいた分野に応じた事業の財源として有効に活用させていただいております。

令和2年度の1月から12月末までにいただいた寄附金、9,569件、1億8,872万9千円について、令和3年度の予算に繰り入れ、財源として活用させていただくこととなりますが、来年度における4つの分野ごとの寄附金の使い道といたしまして、1つ目のふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援としていただいたものが全体で2,920件、5,802万円あり、主に小中学校などでの相談に応じる教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーの配置や、外国語指導講師の配置、小中学校においてICT端末を活用した学習を展開するGIGAスクール構想の推進などに充当してまいります。

また、2つ目の歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援としていただいたものが

全体で380件、736万4千円あり、主に土木遺産である昭和橋の修繕などに充てる計画としております。

3つ目の花と緑ばらっぱいのふるさとさかきを応援としていただいたものが全体で575件、1,139万円あり、主にばら祭りの開催やバラ公園の整備・管理などに充てさせていただきたいと考えております。

最後に、4つ目のふるさとさかきのまちづくり全体を応援としていただいたものが、全体で5,694件、1億1,195万5千円あり、災害時の避難場所としても使える小中学校の特別教室などへの空調設備整備や新工業団地周辺整備としての道路改良事業のほか、各自治区の自主的な活動を支援する地域づくり活動支援事業や各家庭へのスマートエネルギーの導入支援、移住定住促進事業など、多岐にわたる分野の施策に充てる計画といたしております。

今後も寄附を通じて町を応援していただき、第2の故郷として坂城町に思いを寄せていただける方が一人でも増えていきますよう取り組んでまいりたいと考えております。

13番（中嶋君） 課長より懇切丁寧なるご答弁をいただきました。

今のお話の中にありましたように、町としても今のポータルサイト、いろいろお考えいただいて、これだけ大きな金額になってきたのはやっぱり課長をはじめ皆さんのご努力の結果だと思い感謝申し上げる次第であります。

今のちょっとこれは生意気な言い方でいけません、コロナ禍の時代で少し税金も減るんじゃないかという心配の中で逆になおご努力をなされて目標2億5千万円ぐらいをとにかく目指して頑張っていたいただきたいと思うものであります。

それから、4つの使い道も今課長にご説明をいただいたわけですが、大分充実してきたなと思っていいことだなと思って、これはふるさと納税をやっていないければ全然ゼロと言っちゃいけませんけど、そういうところでありましたが、今の課長の話を承ればいろんなところへ使われていて、しかも充実してきているということがとっても私はこれは国がやっていただきたい制度だなと思っていますので、上へ上へひとつチャレンジをしていって、どんどん充実できればいいななんて思いましたので、町長をはじめ、よろしくひとつお願いしておきたいと思います。

それでは、第2質問に入って行きたいと思います。

②地球温暖化について。

(イ) スマートタウンの取り組みは。これは国の補助金を得ての取り組みでありましたが、この今までの成果と今後の方針をお尋ねいたします。

これも町長、大分前に手を挙げてよかったと思いました。坂城町も良くなるかと、そんな中でのお尋ねでございます。

(ロ) としてはSDGsの取り組みはということですが、このSDGsに関しては前々回、私も一般質問で取り上げておりますが、これは10年という制約の中でその分のところで町

の施策をお尋ねをしたいと思います。

(ハ) 2050ゼロカーボンの取り組みは。町長の招集挨拶の中でも触れておりましたし、同僚議員もちょっとこの話はお尋ねを申し上げている部分もございますが、これはルーツのようなことを言えば、地球温暖化に伴いCO₂の削減、これはもう大分以前より言われておまして、それこそ10何年か前に私はここでやった記憶があるんですが、あの当時は原子力ほど安心・安全だと、CO₂を出さない、こんなすばらしい夢のような電気を取る方法だなんていう話がありまして、3・11がなければ今でもそんなふうな感じで東芝の株なんかもっと上がったんじゃないかなと思ったりした時代があったんですが、3・11以降からはちょっと原子力神話は崩れちゃったなど、そう思うわけでありまして、特にそんなようなことからの今回はまた余計に2050ゼロカーボンというようなことだったと思います。

先ほどもちょっといいましたが町長もご挨拶で触れてはおりましたが、特にそれで最近、菅総理が脱炭素2050、いうなれば実質ゼロカーボンということを発表してから余計現実味が日本中起きまして、加速がどんどんして来ているというふうに私は思うものであります。

その部分で町もいろいろ取り組んで同僚議員たちのお話を聞く中ではいくつかお答えはいただいておりますが、今のゼロカーボンのことに町の施策をお尋ねをしておきたいと思っております。

以上であります。

企画政策課長（臼井君） 地球温暖化についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、スマートタウン構想事業につきましては、平成23年3月に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故をきっかけとして、様々な分野において安定的な電力供給を維持し、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用など複合的に組み合わせた仕組みづくりを目指し、取り組んでまいりました。

その中では、町民の暮らしにおける省エネルギー行動などによるライフスタイルの変革に向けた意識啓発とともに各分野において具体的な取り組みを検討、実施していく中で歩みを進め、将来的にこれらが融合して町全体のスマート化につながることをイメージしているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、住宅用のスマートエネルギー設備として、太陽光発電設備、蓄電池設備やHEMSといった設備の導入に対する支援を行い、各家庭における自立分散型のエネルギーサイクルを実現するゼロエネルギーシステムの構築を目指して支援を行っております。

ここ数年は特に蓄電池設備の設置に伴う申請が増加しており、災害時の停電等万一の際の電源確保といった防災面のメリットが大きいことから、引き続き支援をしてみたいと考えております。

また、スマートタウン構築に向けた象徴的な位置付けを含めて、役場庁舎にバイオマスボイラーや太陽光発電設備・蓄電設備を導入し、また、庁用車として電気自動車を導入するなど、先導的な取り組みを実施してきたところであります。

今年度におきましては、村上小学校に蓄電設備を新たに整備いたしました。一昨年の台風災害での停電を教訓とする中で、引き続き地域の避難所となる町内小学校の体育館に自立分散型の蓄電設備や太陽光発電設備の導入を進め、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時の持続的な電力供給を併せて実現できるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、(ロ)SDGsの取り組みはと、(ハ)2050ゼロカーボンの取り組みについてのご質問でございますが、いずれも方向性を同じくするものであり、また、先ほど申しあげましたスマートタウン構想事業における取り組みもその一部となるものでございます。

SDGsは2015年に国連で採択された2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の国際目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標でございますが、SDGsを進めていく上での考え方といたしましては、経済発展には豊かな自然環境と安定した社会が必要であり、環境・経済・社会の統合的な課題解決が重要であるとしております。

そのため、17のSDGsの中には「気候変動に具体的な対策を」ですとか、「海や陸の豊かさを守ろう」のように直接的に自然環境に訴えかけるゴールもあれば、「再生可能エネルギーの拡大」や「資源利用率の向上、クリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大」のように間接的に環境の課題解決や温暖化対策につながるゴールもございます。

町では、ステークホルダー（利害関係者）の一員といたしまして、SDGsの達成に向けて積極的に取り組むこととしており、町の第6次長期総合計画におきましては、まちづくりの施策を通じて目指すSDGsについて意識しながら策定を進めてまいりました。

また、このSDGsと第6次長期総合計画は目標年次を同じく10年後の2030年としており、町はこの10年のあらゆるまちづくりの施策を通じてSDGsの達成を目指すものであります。

その中には先ほどのスマートタウン構想事業における省エネルギーや再生可能エネルギーの活用によるCO₂排出量の削減に向けた取り組みもございますし、ごみ減量化と二酸化炭素排出低減の関連性について啓発する環境教育や資源物回収機会の充実などの取り組みも含めた可燃ごみ削減といった部分ですとか、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）、利便性の高い地域公共交通の整備などの取り組みによる温室効果ガスの排出抑制、また、松くい虫対策事業による松林の保全や町内の緑化推進のための苗木の配布、育樹・植樹祭による森林保全の普及活動など、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO₂の吸収量の拡大など多岐にわたる取り組みが複合的にSDGsの達成につながっているところであります。

また、これらの取り組みはそのまま町が賛同する2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするということを目指すゼロカーボンシティの取り組みと重なるものであります。

町といたしましては、今後も引き続きスマートタウン構想事業の取り組み、SDGsの達成に向けた取り組み、2050ゼロカーボンの取り組みを通じて地球温暖化対策を進めていきたいと考えているところでございます。

13番（中嶋君） 再び、課長の登場でございまして、この部分もまさに懇切丁寧なご答弁をいただきありがとうございます。

なお、今のイ、ロ、ハの質問でありましたが、かえって地球温暖化防止のことで私はやったわけですが、課長にうまくまとめていただいて、もうイ、ロ、ハのところはみんなつながる部分がありましたのでうまくまとめてご説明をいただきまして、よく分かりました。町も一生懸命本気でやっているんだということがよく分かりました。

この次の質問も全くその流れで関連する質問であります。早速第3質問へ移っていききたいと思います。

③気候非常事態宣言について。

(イ) 町も宣言を。世界の温室ガス排出量は今も増え続けております。そのため地球温暖化の進行に従い我が町も高温な夏、ゲリラ豪雨、爆弾低気圧、とんでもなく大きな台風、この間の千曲川の大洪水など百年に一度のような自然災害、場合によっては千年に一度のような災害も特に最近頻繁に起こってくるような時代になってしまいました。そのようなところから、県を筆頭に隣の上田市、千曲市、東御市、青木村など16市町村が気候非常事態宣言を行っていることは皆さんご周知のとおりであります。

そこで、我が町は県内でも有数の工業が集積している町でもあります。町民へのアピール、また意識づけのためにも我が坂城町も気候非常事態宣言を県、国、そして世界に向けて行うべきであると提案をいたしますが町のお考えをお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま中嶋議員さんから3番目の質問としまして気候非常事態宣言について、

(イ) で町も宣言をというご質問をいただきました。

結論としましては宣言しようというふうに思っております。ただし、気候非常事態宣言だけでは不十分であると思っております。気候非常事態宣言に合わせて2050ゼロカーボンを目指すということを目標に検討したいと思っております。

ちょっとその状況をご説明申し上げます。

まず、令和元年9月に長崎県壱岐市が全国に先駆けて気候非常事態宣言をして以来、全国の複数の自治体で同様の宣言が行われ、地球温暖化対策に取り組む決意が表明されるとともに、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの表明がなされております。

宣言を行った自治体におきましては、同時に地球温暖化対策に向けた具体的な取り組みも掲げているところではありますが、当町におきましては早い段階からスマートタウン構想事業の取り組みの中で各分野において再生可能エネルギーの導入などを進め、ごみの排出抑制や緑化の推進などの取り組みも含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めてきたところでもあります。

さらには、長野県が一昨年12月に行った気候非常事態宣言や2050年に県内での二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意表明に対しこれを達成するためには県下市町村や民間企業等との連携が不可欠であるとし、当町といたしましても県の宣言に賛同を表明しているところでもあります。

また、様々なテーマに長野地域の9市町村——坂城町、長野市、須坂市、千曲市、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町で連携して取り組む長野地域連携中枢都市圏構想においても、バイオマス利活用や脱炭素化推進などの事業が位置づけられ、圏域としましても2050年までのゼロカーボンに向けた意識の高まりがございます。

そうした中で先月17日には、災害発生時に電気自動車からの給電応援をいただくことや、当町を含む長野地域の9市町村間においてお互いの保有するEV——これは電気自動車です、等を融通し相互給電応援体制を構築することなどを盛り込んだ電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定を9市町村と日産自動車株式会社並びに長野日産自動車株式会社、日産プリンス長野販売株式会社との間で締結いたしました。

本協定は災害時等の安心・安全の確保と共に、脱炭素社会の実現といった面からも大変意義のあるものと感じており、協定締結に続いて開催された長野地域連携推進協議会の中で構成市町村の首長に対しまして長野圏域で2050ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを私から提案したところがございます。この包括的な宣言の下、圏域内の各市町村で独自のプログラムを行うことすばらしい動きが出て、一気に圏域におけるゼロカーボンへの動きが進むものと考えております。

ご質問の町における独自の宣言につきましては、私からみんなで一緒にやりましょうと言った手前、勝手にやるというわけにはいきませんので長野地域9市町村の共同宣言の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしましても地球温暖化の解決及びゼロカーボンシティの実現に向けては、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなどあらゆる組織が官民の枠を超えて連携して取り組むことが重要であると考えております。

町といたしましてもスマートタウン構想の推進をはじめ、ごみの減量化・再資源化・3R——リデュース・リユース・リサイクルの推進、環境教育、自然環境の保全、エシカル消費の推進など幅広い視点でSDGsの達成、2050ゼロカーボンに向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

13番（中嶋君） 町長、ありがとうございます。

それこそさっき質問いたしました、ふるさと納税以来でここで町長やるわいと言って、私はうれいです、言っていただいてうれいです、本当に心よりうれいです。ありがとうございます。

ましてや、町長のことでしたから、ただその今の気候非常事態宣言だけじゃねえぞと、プラスアルファがあるんだと、しかもいくつもの手法があるんだと、町長やっていますからずっと、ずっと取り組んでやってきたこと。だから、言うなればあちこちの市町村は始めたけど、本来、坂城町はやっていたことなんです。それをただ明確に宣言するだけだということでもとも私もうれしく思っております。やったのと同じです。やっぱり町長、世界中に向けて発信です。うれしく思っております。

それでそんなことを考えればあれです。2年前になりますか、阿部知事がスペインのマドリードで開催された例の気候変動枠組条約第2回の締結国会議のCOP25でしたか、あのときに参加して宣言した言葉ですが、ちょっと機会があれです。そんなことをちょっとご報告しようと思いましたが、こんなことを言っていたんです。「今後、県民一丸となって徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの復旧、拡大の推進、さらにはエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、本県の持続的発展を図ってまいります。あなたが暮らしを賢く変える、一人一人が行動を変えることで暮らしが変わり、地球の未来が変わります」、こんな宣言を県知事は発言しまして、そのあと県が気候非常事態宣言、当時は何かの関係で白馬村かなんかが初めにやったなんていうのがありますが、そうは言いましても知事もそういうことで長野県と一緒にやればということ宣言をなされたということでありました。

とにかく何度も言って申し訳ないんですが、坂城町もやるということでも本当にうれしく、私も今回いい一般質問をしたなんて自分でも思っておりますが、よかったです。

さて、最後の再質問だなんだなんていうことはやらなくてもこれで結論が出て町長はやってただけということですから、再質問なんていうのは取りやめる、原稿を用意してありますが、もう何もやりません。ありがとうございます。

それでは、最後に西念寺の護持会報に掲載されていた新しい生活様式という、ちょっとコラムがございまして、それをちょっとここで披露したいと思います。ちょっといい文章でしたので。ちなみに、これは著作権は西念寺の私も檀家だからないと思いますが、護持会長は皆さんご存じの宮後工業の社長であります宮後睦雄さんです。宮後さん、俺のそこ怒らないと思いますので、ちょっといい文章でしたので読ませていただきます。

「新しい生活様式とは、新型コロナウイルス感染症の流行が終息しない中、医療従事者とその家族、感染者とそのまた家族、介護等の従事者、あるいは県外者などに対する差別、デマ攻撃などの問題が起きています。また、様々な業種が困難な状況に追い込まれています。敵はウイルス

なのであって、地域社会に住む人同士は助け合っていかなければなりません。そうでなければ、ウイルスによって私たちの社会が破壊されてしまうということになります。不確かな情報に惑わされずに支え合い、助け合う社会を目指しましょう。それが新しい生活様式というものではないでしょうか」、こういうお言葉でございました。私も全くそのとおりだと思います。みんなで仲よく助け合い、コロナウイルスと戦っていこうではありませんか。

最後に一句添えます。

ワクチンを 受けてあっちこっちに 出かけたいな

これにて、大トリの一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（西沢さん） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時16分～再開 午後 2時26分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

日程第2「議案第16号 長野広域連合規約の変更について」以下18件の議案については、全て去る3月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第16号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第17号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） これは、特別養護老人ホームの須坂荘が財産処分されるということではあるのですが、これは広域連合で行っている当町にあるはにしな寮については、どのような対応になるのでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 今回、長野広域連合規約の変更ということで、特別養護老人ホーム須坂荘の社会法人への移管ということでございますけれども、現在、長野広域連合におきましては養護老人ホームを2か所、特別養護老人ホーム、この須坂荘を含めて6か所、それと、そのほかにデイサービスセンター、先ほども議案にございましたけれども、デイサービスセンターを3か所、在宅介護支援センターを1か所運営しているということでございます。

これにつきましては、介護保険の創設当時、なかなかサービス提供基盤が整わなかったということで、公的な施設として運営をしてきたところでありまして、介護保険制度、時間の経過とともに長野広域管内でも民間によるサービスの提供基盤がかなり整ってきたということで、平成20年、前の話になりますけれども、平成20年の2月に長野広域連合で高齢者福祉施設等の第1次社会福祉法人化推進計画というものが策定され、それに沿って進めてきた、条件の整っ

た施設について移管をするものと承知をしておりますので、現状においてははにしな寮がこれとともに移管をするといったようなことはないということで承知しているところでございます。

議長（西沢さん） ほかに。

14番（大森君） はにしな寮は除かれた理由については何でしょうか。

それから、将来ずっとこのはにしな寮は広域連合がやっていくということなんですか。その辺についてどうでしょう。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどもご説明したところでありますけれども、広域連合で運営をしております高齢者福祉施設と、基本的には社会福祉法人化をしていくということになってございます。ただし、これについては当然相手方がある話になりますので、条件が整わなければという注釈がつきます。

従いまして、はにしな寮が全くここから外れているということではございませんで、当然その中の施設としては含まれているということでご承知をいただければと思います。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第4「議案第18号 長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第19号 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） これは新しく次の選挙から実施されることになると思うんですが、これまで、その選挙に係る最高額はいくらですというのは指示出ますよね。それについては記載がないんですが、それは公費でやるから、自費は全く出せないという意味なんですか。規制されるということなんですか。

それから、チラシの作成についても当然、被保険者数になるのか、戸数になるのか、その枚数についてもどう扱っていくのかという点についてであります。

また、燃料等も支給されるということなんですが、この燃料についても契約するガソリンスタンドと、また、金額が違ったりすると思います。そういう点についてのそれぞれの候補者の関係で、公費で負担するということは、その辺のところは差がつくという点についての公平性ではどうなのか。これについてどのようなお考えでしょうか。

総務係長（瀬下君） ご質問にお答えいたします。

まず、最高額につきましては、これまでどおりと、選挙運動用の費用の最高額につきましては、

変わらず決まったとおりの金額で制限があるといった形となります。

また、枚数につきましても、こちらも法定どおりの枚数の上限枚数まで作成できるといったところで、公費の負担を行うところでございます。

また、燃料の、会社ごとに燃料が違う場合の公平性といった質問でございますけれども、あくまでも公費で負担する上限額を決めさせていただいておりますので、その範囲内でありましたらどちらの会社を使われて、仮に単価が違った場合につきましても、そちらの上限までにつきましては使っていただいて結構といったところで、公平性は保たれているものと考えております。

14番（大森君） 選挙カーというか、候補者カーがいろんな設備をして運行するわけですが、この設備はどのような範囲でしょう。

総務係長（瀬下君） 質問にお答えいたします。

自動車につきましては、あくまでも使う自動車に対する費用と、あと、ドライバー、それから、燃料についての費用の公費負担という形で、取り付ける設備につきましては対象の範囲外といった形になります。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 先ほどのチラシの件で法定というふうにおっしゃいましたが、例えば当町の場合は何枚までなのでしょう。

総務係長（瀬下君） 質問にお答えいたします。

ビラの頒布につきましては、町長選につきましては5千枚、それから、町議選につきましては1,600枚といった形で法定で決まっておりますので、その枚数となります。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

7番（栗田君） 私のほうにきている条例の趣旨というところで、第2条の一番最後のほうになりますけれども、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項の規定により、町に帰属することとならない場合に限るということは、供託物が取り上げられちゃうというか、そのまんまな場合には、今までかかった公費でいけるはずだと思い込んでやっていた人が、実は公費が出ないで自前でなるっていう、そういうことなのでしょう。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

総務係長（瀬下君） 質問にお答えいたします。

今、議員さんおっしゃられましたとおり、供託物を没収されてしまった場合につきましては、運動費用につきましても公費負担とならないといったこととなります。

7番（栗田君） 供託物というのは、供託金も入るのでしょうか。

総務係長（瀬下君） いわゆる供託金といった形です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） お尋ねいたします。

大まかに介護保険に係る条例等は、虐待防止等のが結構重要な点かなと、改正だなというふう
に思うんですが、ちょっとお尋ねしたいのが、これはページ数がないんですけど、虐待防止の項
目で、第40条の第3項と4項、「オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない
」ということ、このただし書のところで、「職務又は利用者以外の者からの通報を受ける業務
に従事することができる」という、その担当者は代わってもいいということだったか、この点の
一応説明と。

それから、4項の「当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかか
わらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる」ということで、代理がで
きると……

議長（西沢さん） すみません。大森議員、ちょっと場所をもう一度よく説明してください。

14番（大森君） ページがありません。だから……

議長（西沢さん） 40条の……

14番（大森君） 何枚目。

議長（西沢さん） 2枚目になる。（「何枚目」の声あり）3ページ目の40条の3のただし
書……

14番（大森君） 1、2、3、4、4ページ、5ページ目。5ページ右側。項目3、真ん中ちょ
っと上のところ。（「3項、オペレーターですね」の声あり）はい、オペレーターです。

だから、これで「ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所
の……」これちょっと長いので、中を読んでみると時間がかかりますので、こういう利用者以
外の者からの通報を受ける業務に従事することができるということになっています。

4項においては、オペレーター担当者以外の職員であっても入所者の処遇に支障がない場合は、
ほかの人ができると、その職員ができるというふうになって、その施設について説明がずっと
12項目まであるんですが、これについて、入所者等の処遇に支障がない場合というのの一体、
これは誰がチェックすることでしょうか。

それは、その場の職員の体制の中で、それぞれの施設が判断すればいいということではい
いんでしょうか。

それと、次、ここのページから1、2、3、4、4枚目、さっきのページから4枚目の右側で
す。4枚目の右になるんですが、上に2、「前項本文の規定にかかわらず」とあるページです。
この下のほうなんですが、真ん中に「ただし、当該指定認知症対応型共同生活等々」とずっとあ
るんですが、その下の9のところ。（「第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認

知症対応型共同生活介護事業所」、これについて、下のほうに「介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる」ということになれば、介護支援専門員がいなくてもいいということになると思うんですが、このように規制を緩和していいものかどうか、これについてどうお考えか。

それから、次の1、2、3、3ページ、次です。一番上に「行わなければならない」とあります、左側のページで。それと、真ん中の下の、真ん中あたりです。第180条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を、「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」というふうにして、ただし書として「ただし、15人にするには21.3平方メートル以上にしなきゃいけない」とただしがあるわけですが、これは病状的なものもあると思いますので、やっぱりこれは超えることもあると、大分人数的には広げた形になっていると思うんですが、そういうところでの虐待防止の点について管理するということになるのかなと思うんですが、それについてお尋ねをいたします。

議長（西沢さん） すみません。ちょっと今、質問の意味が本当に広いので、ここでちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時46分～再開 午後 3時05分)

福祉健康課長（伊達君） お時間を頂戴して申し訳ありませんでした。

ご質問に順次お答えしてまいります。

まず初めに、オペレーターの関係でございますけれども、こちらについては、虐待の防止ということではございませんで、虐待の防止については、これは第40条のことを言っておりますけれども、ここについては第47条の規定になります。この規定につきましては、今回の省令の改正によって、オペレーターの配置基準の緩和という一環になってまいります。

その中で、施設職員等をオペレーターとして充てることはできるといったような規定になっておりますけれども、基本的にこれは、人員ですとか、そういったものの基準を定める条例になりますので、もともと届出いただいている人員に変更のある場合、あるいは当たる業務に変更がある場合については、変更の届けをいただくという形になってまいります。

続きまして、4ページ後ろのページになりますでしょうか。認知症対応型共同生活介護事業所の関係になってまいります。

ここで「計画作成担当者に代えて、厚生労働大臣が定める別の研修を修了している者を置くことができる」という規定でございますけれども、計画作成担当者、基本的には介護支援専門員ということで、ケアマネさんになるわけですが、それに代えてということでもありますけれども、こちらについては認知症対応型の実務2年以上の経験を有する方で、認知症介護の実践者研修という研修がございます。

長野県においては年6回実施をしているということでもありますけれども、その研修を受けた方

であれば、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて置くことができるという規定がなされたものというところでございます。

それともう1点、第180条の関係になります。こちらは、地域密着型の特別養護老人ホームのことを言っております。基本的にユニット型として運営をしておりますので、例えば町内にある地域密着ですと10人・10人・9人でそれぞれユニットになっておりますけれども、そのユニットについて緩和がされるということで、人数規定10人以下というものが15人を超えないところまでできるということでもあります。

それと、もう1点、居室の床面積についてでありますけれども、こちらについては、現行も実は規定がございます。これと全く同じ規定になっておりますけれども、それともう1点規定がございます。これはユニットに属さない居室の改修について規定されていたものでありますけれども、これについては今回削除をして、当該(ウ)として書いてある規定のみとするという改正になるというところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第21号 坂城町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第22号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第23号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 1点お尋ねします。

これは税率の改正であるわけですが、上限の限度額、3つの項目、合計額が63万円という限度額があります。低所得者に対しては税率が上がってきているという状況の中で、限度額は全く変動ないということからいけば、負担比率は、この限度額以上の所得の方は負担率は小さくなっている。これについての改正はどうしてないのでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 国民健康保険税の関係で限度額についてのお尋ねでございますけれども、まず、限度額につきましては、今63万円という議員さんのほうからございましたけれども、63万円については、これは医療分ということになります。そのほか後期高齢者支援金分、それと、介護保険分ということで、それぞれ19万、17万という限度額が定められております。

この限度額につきましては、町の国民健康保険税条例というよりも、地方税法で定められておまして、それを超えない形で町としてもそれに準じて定めているというところでございますの

で、今回、地方税法の改正はございませんので、町の限度額についても変更はしていかないというところでございます。

それと、もう1点加えさせていただきますと、今回の税率改正にあたりまして、一番配慮した部分としましては、特に所得の低い層についてはなるべく上げないと、税率としては上がりますけれども、結果として上げないような形の設定をさせていただいたということでございまして、試算でいきますと100万円未満の世帯については、改定前と比べても負担の試算としては上がらないという形をお願いをしたいということでございます。

14番（大森君） そうしますと、地方税法が変わらなければ当然限度額はこのままでいくということになるわけですね。

あとは、町の国保会計が厳しいからといってどんどん上げていくということになれば、63万の上限の方はいつまでもそれで納付するということになって、この差はどんどんと縮まるじゃないですか。ここのところは税の公平性と累進課税という点から見ても、これは限度額を同じように、それに比率に基づいて上げていくべきだというふうに考えますが、これについてはちょっと承知できません。

当然、介護分と支援分、これについても当然あるわけです。だから、この限度額を超えている世帯は全く負担は変わらないので、何年も何年もいくというわけでしょう、それ以上超した所得の方は。全く負担は、その方々は変わっていないということじゃないですか。

このことをやっぱりきちっと検討をして、税率を上げるに対してはそれが必要であれば上げざるを得ないけれども、ぜひ、これは一般会計からも繰入れして、負担を軽減させていくということが必要だと思いますが、そのお考えをお尋ねします。

福祉健康課長（伊達君） 限度額につきましては、先ほどもお話したとおり、これは地方税法、法律の関係になりますので、町がその範囲を超えて設定をするということにはならないということでございます。

限度額については、法律のほうでも随時これは引き上げが行われているということでございますので、町としましてはそれに沿って限度額については見直しをしてみたいということでございます。これについては、今後についても同じ考え方になるかと思えます。

それと、今、一般会計からの繰入れ、繰出しのお話が出ましたけれども、これは、今の国保の県の運営方針の中でもそうですし、国の指針としてもそうでありましてけれども、基本的に赤字を補填するようなもの、あるいは保険税を引き下げるような補填というようなものは原則として禁じられている、原則といいますか、基本的にはしないでくれということになっておりますので、これについても責任ある保険者としてそういう対応をしてみたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 一般会計繰入れはまだやっているところがあるし、ただ、強化されている、ある

いは厚労省もやめるようにということになってはいますが、ただ、それは指示だけで、法律上は全くまだそれはないですね。

ですから、この被保険者の負担を軽減するためにはどうしても必要じゃないですか。最高額はそのままに置いておいて、あと、納付する側はどんどん税率は上がってくるという、この格差をやっぱり縮めていくといいますか、納付する側の軽減を政策的にやるべきだと考えます。できれば町長のご見解をいただければと思います。

町長（山村君） また補足的なことを担当課長から答えますけれども、このような点を大森委員長のもとで議論していただいたんじゃないかと思っております。答申はいただいて、私はそのとおりに議会に上程したわけですから、この場であまり言われるのはいかなものかと思っております。ただ、ご意見は承ります。

福祉健康課長（伊達君） 一般会計からの繰入れのお話でございますけれども、先ほど来申し上げている部分と重なる部分がございますけれども、そもそもこれは特別会計という中で運営している事業でございます。特別会計については、その用に供するために、そのためのだけのために負担をいただいているというもので、基本的な考え方としては独立採算ということになってまいろうかと思っております。

それと、一般会計からの繰入れ、国保側にとっては負担が少なくなるということでももちろんいいんでしょうけれども、一般会計側、要は国保の加入者以外の方についても、これは承知をしていただかなければいけないと考えております。

それと、そういったことに鑑みまして、特に所得の低い方については、法律上、当町もやっておりますけれども、7割・5割・2割の平等割・均等割の軽減の公費負担といったような制度もございますので、そういった中で対応をしているということでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第10「議案第24号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第25号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第26号 坂城町第6次長期総合計画基本構想について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

12番（塩野入君） これは素案から説明会、意見公募などを経てきているわけですがけれども、素案の段階で私も見さしていただいておりますけれども、その説明会、意見公募などを経て修正した

部分というのはありますでしょうか、それをお聞きをします。

それから、この説明会を行っておりますけど、その辺の参加状況、それから、その説明会はどうな内容、多分、恐らく要約版か何かで進行したのかどうか、その辺の進行状況と、それから、説明会をどのように評価しているか。

以上、お聞きをいたします。

企画調整係長（宮下君） ただいまご質問いただきました素案からの修正箇所及び説明会についてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、素案からの修正箇所につきまして、基本計画の各ページに記載のある指標、目標値などについて、数値の確定がなされたために記載したもの、そのほか表現の仕方ですとか、分担や送り仮名、字句などの修正、そういったところをしたものがございます。いずれも表現等の修正ということでありまして、計画の方向性を変えるものではございません。

また、12月15日火曜日に文化センター大会議室におきまして開催した説明会には、午後3時から部に6名、午後6時半から部に2名の方にご出席をいただきました。

内容といたしましては、第6次長期総合計画の素案について、国土利用計画の素案について、人口ビジョン及び第2期総合戦略の素案について、それぞれ概要をご説明させていただくとともに、SDGsの推進についてのご説明もさせていただいたところでございます。

この説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などがある中で、開催自体ができるかどうか慎重に検討をいたしまして、なるべく広い会場で実施できるよう配慮をいたしまして、対策を講じる中で開催をいたしましたが、年末年始に向けて再び新型コロナウイルス感染症が拡大している状況の中、また、当日、雪が降るなどの悪天候もありまして、参加者が少なかったことについてはやむを得ないものと捉えているところでございますが、直接お話をさせていただける場が持てたことはよかったと感じているところでございます。

12番（塩野入君） 素案についての意見公募結果、その対応が公表されているわけでありまして。計画素案に対する意見がこの公表の中で6件提出されていますが、その産業分野でブナの森を造るというのと、教育分野でスケートボードパークの設置という、この2つの意見が検討という対応について、そういうことが出ているんですが、その辺、これらは計画を進めていく上でどのように受け入れて対処、ほかのは進めていくとか、図るとかとなっておるんですが、この2つの検討という形で対応の意見が出ているんですが、その辺の扱いについてお聞きをいたします。

企画調整係長（宮下君） ただいまご質問いただきました素案に対する意見公募でのブナの森を造る及びスケートボードパークの設置に対する意見への対応の質問についてお答えいたします。

まず、保水力の高いブナの森をとのご意見をいただいたということについてですが、こちら本計画においても森林の水源涵養機能の重要性には触れまして、森林保全について植樹などが位置づけられている中で、より町の特性に合った対応を検討する中で、ブナという樹種についても

検討をさせていただければと考えているところでございます。

また、子どもから大人まで楽しめるスポーツの場としてのスケートボードパークの設置とのいただいたご意見ですが、本計画においてもスポーツ施設環境の充実を図ることとしておりまして、今後、公園やスポーツ施設の整備や改修の検討をする際に、全体のニーズも踏まえる中で、設置要望をいただいている施設の一つとして検討をさせていただければと考えているところでございます。

12番（塩野入君） この基本構想と基本計画、前期計画、これは示されておりますので、わかります。それで、これは毎年ローリングをしていく実施計画、これがちょっと見えないんですが、これ、令和3年度から3か年の実施計画が出るんですが、これはいつごろ提示されるんでしょうか、お聞きをします。

企画調整係長（宮下君） 今回、実施計画のいつごろ示されるのかということでございますけれども、実施計画につきましては、来年度から3か年の具体的な事業の規模や時期を示すものでございます。

今議会においては、その基となる計画の基本構想をお諮りしておりまして、また、来年度事業に係る当初予算についてもお諮りしているところでございます。

これらをご審議いただき、決定した後に長期総合計画の製本に着手をしまいたしますので、それらが整い次第、長期総合計画と併せて公表をしまいたいとと考えております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 1点だけお尋ねいたします。

基本構想ですので、具体的な実施計画等になってくるかもしれませんが、非核宣言の町として、この平和の扱いはどのように扱われているんでしょうか。

企画調整係長（宮下君） ただいま非核宣言の町としての平和という部分についてということですが、こちらにつきましては、長期総合計画の中において、基本計画の中において、生涯学習の推進などを進めていく中では、学びを通じたSDGsの推進などというところがございませぬ。

SDGsの推進という中には、世界平和であったりですとか、ジェンダー平等であるですとか、非常に様々な広い分野にわたって進めていくというところがございませぬ。

そういった学びの中において、人権、ジェンダー平等、また、平和、多様性への理解の促進ですとか、そういったところを進めていきたいということで続けさせていただいております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第27号 町道路線の認定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第28号 町道路線の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） ここで、換気のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時32分～再開 午後 3時42分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

◎日程第15「議案第29号 令和3年度坂城町一般会計予算について」

議長（西沢さん） 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

14番（大森君） 歳入2点についてお尋ねします。

一つは、21ページ、款20諸収入で、項3貸付金元利収入、説明001、同和地区新築資金等貸付金元利収入で12万円が計上されております。そもそもこれ支払っていただくのに12万円が結構ですという意味なんですか。これから徴収していくということになれば、数字的には出せないと思うんですが、本当は1とか10とかが乗っかると思うんですけど、これはそもそも12万で結構ですという意味なんですか。

次に、24ページ、款21町債、項1町債、2の土木債、説明のところ、地域鉄道等対策事業ということで、しなの鉄道だと思うんですが、これについてはどのような事業に充てられるのか、また、しなの鉄道がどんな事業をされるのか、ご説明をお願いします。

以上です。

企画政策課長（臼井君） 同和新築資金貸付金の元利収入といった部分のご質問でございます。

予算計上額といたしましては12万円ということで、これは決して12万円納めていただければいいということではないわけでございます。実際、今年度も現段階では28万円、お二人の方から納付をいただいているという状況がある中で、さらに徴収に努めてまいりたいというふうに考えております。

建設課長（大井君） 24ページの地域鉄道対策事業の起債についてでございますけれども、こちらについては、しなの鉄道の車両更新に係る経費について起債で対応をしまっているものでござ

います。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 同和資金の件ですけども、これは、ほかの項目からいけば大体1千円が計上されているわけですね、確定していないという点については。ほかのところの項目を見ても「1」って入っているのは結構あると思うんです。

やはり、前年度が28万円ですか、前年度はこれ以上が出ているわけだから、もしそうであれば、この額が乗っかるべきだと思うんですが、それはちょっとおかしい話だと思います。これについてもう一度説明願います。

また、土木債の件の地域鉄道ですが、車両の購入ということですが、新車両なのか、それともユーズドカーって言うのか、ほかからの譲り受けた車両になるのか、その辺はどんなふうでしょう。

企画政策課長（臼井君） 12万円の予算額の計上という部分で、先ほどと繰り返しになりますが、現在のところ、今年度につきまして28万円の納付をいただいたということでありまして、これまでの徴収実績等も含めて12万円を計上したという状況でございます。決して、これで徴収しないということではなくて、引き続き努力をしていくということでございます。

建設課長（大井君） 24ページの町債の一般事業債のしなの鉄道に係る部分でございますけれども、令和3年度のしなの鉄道の車両の更新の予定は、一般車両、いわゆる新車でございますけれども、一般車両2両編成を3編成、合計6台の購入でございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。歳入についてありませんか。よろしいでしょうか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

2番（小宮山君） ページは88ページです。款6農業水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金のことなんですが、説明の上から4番目の新規就農者支援補助金84万円のことについてお尋ねします。

その上のところで農業次世代人材投資資金という支援金があって、さらに、この新規就農者支援補助金というのが、どんなふうに、どういうことに使われるんでしょうか。

商工農林課長（竹内君） 88ページの農業振興費のご質問にお答えをいたします。

まず、新規就農者支援事業でございますけれども、こちらにつきましては、就農5年以内の新規就農者に対しまして、住居の補助、要は賃貸している場合です。そういった賃貸料の補助ということで、その金額の2分の1、また、月額2万円を限度に支出している。また、営農上必要な農機具の購入費の助成を行っているものでございます。

一方の農業次世代人材投資資金の関係でございますけれども、こちらにつきましては、経営基

盤が脆弱な新規就農者、45歳未満の方の経営を支援するために、5年間にわたり年額150万円以内を交付していくというもので、営農に係る部分ということでございます。

2番（小宮山君） 関連なんですけど、農業次世代人材投資資金というのは、49歳以下の方が対象だと聞いています。それに対して、今の新規就農者支援補助金というのは、これは年齢制限はないんでしょうかということがひとつお聞きします。

それと、大体何人の新規就農者、農業次世代人材投資資金に関してですけど、何人の新規就農者を想定してこの金額が決まっているのでしょうか。何人というか、何世帯かもしれないけど。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

まず、農業次世代人材投資資金につきましては、45歳未満ということでございます。こちらについてはそういう制限がございますけれども、新規就農者支援事業につきましては、新規に就農された方、特に年齢制限はしてございません。

あと、想定する人数でございますけれども、現在のところ新規就農の支援事業につきましては、4名を想定をしております。

また、農業次世代人材投資資金の関係につきましては、これは5年間という形の中で、令和3年度については5人を予定しているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

11番（吉川さん） 3点についてお願いいたします。

まず、40ページ、款2総務費、項1総務管理費、目13消費生活費、説明の18043なんですけれども、昨年11月1日から始まりました特殊詐欺防止装置取付費補助金が来年度20万盛られております。これについて、これまでの申請状況と、また、当町での被害状況があったのかどうか、この点についてお願いします。

それから、63ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育園総務費、ここに保育士の給料、また、非常勤職員の報酬等が盛られております。今回、正規は何名で、また、新規採用は何名を予定されているのでしょうか。

それと、140ページ、款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、説明の13037にAEDの賃借料が33万8千円、今回初めて盛られておりますが、この内容についてお願いいたします。

以上です。

住民環境課長（関君） 40ページの特殊詐欺防止装置取付費補助のご質問をいただきました。ご案内のとおり、10月からこの制度を開始しまして、当初、20件分で10万円ということで予算化させていただいたものです。先般、専決にて増額の補正をさせていただきまして、現在のところ23件で11万円となっております。令和3年度につきましては40件分で20万ということでございます。

また、町内の特殊詐欺の状況ということでございますが、令和2年中の被害の認知件数ということですが、ございませんでした。

以上です。

子ども支援室長（鳴海さん） 質問にお答えいたします。

63ページ、保育園一般経費でございますけれども、こちらに計上させていただきました保育士の正規職員の数でございますが、22名でございます、新規の方はまだ確定はしておりませんので、含まれておりません。

教育文化課長（堀内君） 140ページ、款10教育費の体育施設整備事業につきまして、13037、AED賃借料でございます。こちらにつきましては、学校施設の開放に伴います社会体育活動のときに、万が一に備えまして小学校体育館入口にAED機器を設置するため、AED3台のリース料を計上したものでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

11番（吉川さん） ただいまありがとうございます。まず、先ほどの特殊詐欺の件ですが、23件ということで、かなりの利用状況だと思います。

それで、1点お伺いしたいんですが、ホームページ、また、広報等でこれについては繰り返し広報をされているかと思うんですが、一番利用される高齢者の目に届く広報について、今後どのようなPRを予定されているでしょうか、来年度に向けて。

それと、保育園ですけれども、現在まだ予定の保育士についてはわかりませんが、各保育園の要支援の児童、支援を要する児童については各園どの程度いらっしゃるかということと、あと、その児童についての保育士は何名を充てる予定でいらっしゃるのでしょうか。

それから、AEDですけれども、これ以前からお願いしていた本当に夕方からのバレーとか、いろいろご利用いただいている方の利用に設置をしていただくということで、大変ありがたいと思います。ありがとうございます。

この設置ですが、今現在は、坂城小学校、事務室だったと思うんですが、全部、坂城中学校と同じ屋外に設置するものという理解でよろしいですね。ということも1点と。

それから、AEDの設置箇所について要望ですが、ふるさと歴史館についてなかったと思うんですが、ここへの設置についてはお考えをちょっとお聞かせいただきたいんですが。その点についてお願いいたします。

住民環境課長（関君） 先ほどの特殊詐欺防止装置取付費補助の関係でございますが、当町におきまして、例えば千曲警察署管内で全町事案等が発生した場合には、宅内の屋内スピーカーで、こんな事案のものが全町としてあったということを広報する中で、この取付費補助のご案内もさせていただいております。

また、広報さかきとか、そういったものにつきましては、その時々に応じて継続してPRして

いきたいと思っております。

以上です。

子ども支援室長（鳴海さん） 質問にお答えいたします。

来年度、令和3年度の保育園でございますけれども、支援を必要としている子どもの数でございますが、44名でございます。それに対しまして、加配で入っていただく職員でございますが、この加配人数につきましては、1日入っていただく先生、また、時間で入っていただく先生と、子どもの状態によって違うんですけれども、人数、職員の数が18名でございます。

教育文化課長（堀内君） AEDの設置箇所につきましては、新規体育館の屋外の入り口に設置を予定しております。

また、ふるさと歴史館には、現在、AEDが設置されておられません。現在のところ、鉄の展示館にあるAEDをいざというときには利用するというようになっておりますけれども、今後また整備に向けて検討をしてみたいと考えております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

6番（大日向君） 1点お願いします。43ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカードの交付の枚数について、現在どのようになっているかをお願いします。

住民環境課長（関君） 43ページの戸籍住民基本台帳一般経費の関連で、マイナンバーカードの現在の交付状況というご質問をいただきました。

現在、2月末現在のマイナンバーカードの交付率でございますが、21.03%となっております。今年度当初が10.29%でありましたので、現段階、11か月間ということになりますけれど、10.74%の増という状況となっております。

以上です。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

7番（栗田君） 3点お聞きしたいと思えます。

今、ページ数の若いほうから33ページ、款2、項1、目6の湯さん館リニューアルについて、湯さん館のリニューアルをなさるといことなんですけれども、どのようなリニューアルをするのかということ、それと、プロポーザルの謝礼というのが決まっていますけれども、これでプロポーザルが一応出てくるんでしょうけれども、その下に設計管理委託というのが既に700万出ておるんですけど、それとの関係は、プロポーザルが出る前に既に設計のが決まるということはないと思うので、ちょっとこれどういう関係になっているのか。それだけ教えてください。

それから、次は35ページ、款2、項1、目6のスマートタウン構想です。

これは、スマートタウンという町構想、結局は補助金、設備設置の補助金の600万抜いちゃうと89万5千円しか残らないんですよ。そのうちの70万円が調査等委託ということになっ

ていますけど、いかなる調査を委託するのかをお聞きしたい。

最後に、84ページ、款5、項1、目1移住定住支援事業177万円が計上されていますけれども、これのうちの委託が150万円委託ということになっています。そうすると残りが27万円で、それで一体何ができるんだろうかという気持ちはありますけど、その150万円の委託によって、いかなるものを委託するのか、それをお聞きしたいと思います。

企画調整係長（宮下君） 33ページからの温泉管理事業で、34ページのところに記載のございますプロポーザル謝礼、それと、設計管理委託というところに関して、湯さん館のリニューアルの内容ということでございます。

オープンから20年が、湯さん館は令和4年で20年を迎えます。そうした20年が経過する中で、設備の老朽化が進んでいる箇所についての更新及び来館者の方に気持ちよくご利用いただくための改修を行いたいと考えております。具体的には、令和3年度中に検討を進めまして、プロポーザルによる設計業者の選定を行い、内容を決定していきたいと考えております。

そこに当たりまして、このプロポーザルの謝礼というものの計上と設計監理委託が既に700万円と入っていることについてということでございますが、こちらプロポーザルを行って設計業者の選定を行って、その後には設計の委託、設計を令和3年中に行いたいと考えているところですが、これまで過去の、10年前の平成24年のリニューアルのときの工事、それと、そのときの設計管理でかかった経費、また、今現在の基金の積み立てで行っている中で考えて、最大としてこのぐらいというところを今計上しているところでございます。

それと、あと続きまして、35ページのスマートタウン構想事業に関しまして、こちらのスマートタウン調査等委託事業の内容はということでございますが、スマートタウン構想を推進するために、専門的な知識を有する業者にコンサルティングを委託するものでございます。

主な内容といたしましては、国の支援が技術に関する情報提供や、それらを活用して町で事業化が可能かどうか、などについて調査検討を依頼するものでございます。

商工農林課長（竹内君） 84ページの移住・定住就職支援事業の関係で、定住促進委託についてということでお答えをしたいと思います。

この事業につきましては、町外からの移住定住を促進するため、町内企業への就職支援や町内在住、また、在勤の社会人の交流の場を設けるということで実施をしていく予定でございまして、委託の事業の内容としましては、町内企業を対象とした人材確保に関するアンケートを通じまして、町内企業の人材確保に関する実態の把握、それから、社会人交流といたしまして、町内在住、また、在勤の社会人を対象とした交流事業を実施し、男女の出会い、交際の契機を提供していくということで委託をしていく予定でございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

8番（玉川君） 予算書の59ページ、款3衛生費、項1社会福祉費、目7高齢者対策費、節の

19 扶助費、19001 の入所措置費 2,360 万とありますが、これの説明をお願いします。

続きまして、67 ページの款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 6 坂城保育園費、節 14 の工事請負費、14001 の園舎施設工事 210 万 1 千円、これの予定している工事内容について説明をお願いします。

それと、119 ページ、款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 の事務局費、節 1 報酬、011006 の教員住宅管理事業で 20 万 3 千円、これのところで、築年数と家賃、入居率、それと、Wi-Fi、冷暖房などの設備の内容について説明をお願いします。

次ですが、113 ページの款 9 消防費、項 1 の消防費、目 2 の消防非常備消防費、節 11 の役務費、11022 の防火防災訓練災害補償掛金 1 万 4 千円ですが、これの補償の対象と補償の内容についての説明をお願いします。

次に、115 ページの款 9 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費、節 14 の工事請負費の 14002、消防施設工事 270 万円。それと、同じところで節 17 の備品購入費、17005、消防ポンプ自動車、これ、第 9 分団に入るようですが、これ 3 千万円、これについての説明。それと、節 18 の負担金補助及び交付金で 18022、消火栓工事負担金 600 万円、これについての説明もお願いいたします。

以上です。

福祉健康課長（伊達君） 予算書 59 ページの民生費、項 1 社会福祉費、目 7 高齢者対策費の中の入所措置費の説明をということでございます。そもそもの説明ということになるのでしょうか、一応ご説明いたしますけれども、入所措置費につきましては、いわゆる特別養護老人ホームですとか、そういった介護保険サービスを目的として、利用者と事業所が契約して入所するというものとは全く異なりまして、経済的な状況ですとか家庭環境、生活環境に照らして、在宅での生活が困難な 65 歳以上の高齢者が、市町村の決定によって措置として養護老人ホームに入所した場合に、その施設での人件費、あるいは入所者の生活費等について措置を実施した、決定した市町村が施設に支払うものということになります。

この施設に対する支払い、支弁する費用につきましては、それぞれ施設の所在市町村が措置に要する費用の支弁に関する要綱などを設けて決められておまして、入所者の人数に応じて支払っていくという内容でございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 67 ページ、坂城保育園一般経費のうちの 14001、園舎施設工事の 210 万 1 千円の内容でございますが、こちらにつきましては、坂城保育園の 1 歳児と 2 歳児のそれぞれの保育室に設置されております空調設備、エアコンの取替工事を予定しております。

教育文化課長（堀内君） 119 ページ、款 10 教育費、項 1 教育総務費、教員住宅管理事業につきましてお答えいたします。

現在、7 戸の教員住宅を管理しておまして、南条地区山金井教員住宅、こちらが築 30 年、

家賃が月額1万6,300円、入居率、2戸ございまして、そのうちの1戸入居しております。入居率50%。

坂城地区南日名教員住宅、築34年、月1万3千円、3戸あるうちの1戸は移住体験ハウスとして活用しております。合わせまして3戸ございまして、3戸中2戸が入居してございまして、入居率66.6%。

村上地区上平教員住宅、築42年、月1万円、1戸あるうち1戸入居しておりますので、100%ということでございます。

あと、坂城地区中川原、築58年、月1万4千円、こちらは入居はございません。

また、通信設備、空調設備等におきましては、利用者においてご用意いただくことになっております。

住民環境課長（関君） 113ページの防火防災訓練災害補償掛金の内容でございますが、この補償対象につきましては、町、または消防機関が主催した防災訓練、これがまず一つ。

それから、地域内の自主防災会等が自主的に防災訓練等を実施したとき、これは町への届出が必要になるという条件があるんですが、そういったものに対して、その訓練の際に仮におけがをされたりだとか、そういった人たちに対する補償の保険となっております。

掛金につきましては、人口に応じてということになりまして、当町の場合1万4千円という形になっております。

それと、補償の内容ですけれど、例えば、事故によってお亡くなりになってしまった場合、そういったことにつきましては5千万円を上限とする。また、入院につきましては1日当たり3,500円を上限とするという形で補償の内容となっております。

次に、115ページの14002、消防施設費270万円のご質問をいただきました。これにつきましては、防火水槽の修繕、それから、消防用のホース乾燥塔、こういったものを整備していきたいというふうに考えておるものでございます。

続きまして、17005の消防ポンプ自動車の関係でございます。先ほど議員さんのほうからお話しありました第9分団のポンプ自動車の更新を予定しております。第9分団につきましては、平成10年に導入して以来23年を経過していて、老朽化していて、4つの自動車分団があるんですが、その中で一番古い車ということもありまして、今回更新をしたいということで考えております。

続きまして、18022の消火栓工事負担金の関係でございますが、消火栓の工事につきましては、町が県水道管理事務所、そこに工事発注を依頼してございまして、水道管理事務所のほうで工事を実施します。そこで精算をするという形になっておりますので、負担金という形になっております。令和3年度は、老朽化の状態を調査する中で、修繕または更新をしていきたいというふうに考えております。

8番（玉川君） ご説明いただきましたけれども、第9分団の消防ポンプ自動車が入る予定はいつごろになるのでしょうか、そこだけお願いします。

住民環境課長（関君） ポンプ自動車の入る予定ということでございますが、ポンプ自動車につきましては、入札後に自動車の備品等を整備していくんですが、その期間が約9か月ぐらいかかるというふうに言われております。ですので、早ければ年内という形になりますが、早急に入れられるように準備を進めていきたいと思っています。

以上です。

商工農林課長（竹内君） 貴重な時間をいただきまして申し訳ございません。先ほど小宮山議員さんの質問の中で、農業次世代人材投資資金の関係、45歳未満と申し上げましたけれども、49歳未満ということで訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

12番（塩野入君） 64ページであります。款3民生費、項2児童福祉費、目3保健総務費の10071、賄材料費について、これ、3年度から町内在住の3歳児以上の保育園児全員の副食費を無料とすると、こういう施策が行われて、その実費納入品の費用を約620万円、これが今度は町負担ということになるんですが、その単価とか人員、その辺の算出の根拠をお願いをしたいと思います。

それから、113ページ、款9項1消防費、目2非常備消防費、節12委託料の12001、地域防災計画策定について、現在、国・県計画のまとめや町計画の洗い出し作業をしていると、こういうことではあります。まず、具体的にどんな作業をされているのか。

それから、災害基本法が今年改正になるということですが、それを待つということになりますので、それはいつごろになるわけでしょうか、お聞きをします。

それから、121ページになります。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、14001、空調設備整備工事についてですが、これは理科室のある特別教室の整備を行うということではあります。1億9千万円という多額な費用ですが、これは各小中学校それぞれの特別教室の数と、それから、それと何台入るのかをお聞きをします。

同じく121ページの12002、情報通信機器等保守のその内容もお聞きをします。

以上です。

子ども支援室長（鳴海さん） ご質問にお答えいたします。

64ページの保育園一般経費、賄材料費につきまして、3歳以上の副食費無料に伴いまして、副食費納入金町負担が620万円増額するという算出根拠についてでございますけれども、副食費を徴収する3歳以上児につきましては、212人が対象であります。

このうち、現在、国制度の免除者、ほかに、これまで町独自で軽減を対象と国制度の免除対象者を212人が差引きいたしますと、新たに無償化の対象となる子どもの数が123名でございます。

ます。123名の子ども1人あたりに月額4,200円の副食費を12か月額で算出いたしております。

住民環境課長（関君） 113ページの非常備消防一般経費の中の地域防災計画の策定についてでございますが、令和2年度、今年度の地域防災計画の見直し業務につきましては、先ほどご質問のとおり、国及び県の計画に対応した町の計画の修正検討の洗い出し作業ということで、具体的な話でございますが、例えば、風水害対策編の基本方針とか、そういったところに「自らの命は自らが守る意識の徹底」というものを字句として追加を、このところで追加が必要ですか、同じく主な取り組みというものの中には、「大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保」の追加が必要とか、計画それぞれのところに字句がそれぞれ書いてあるんですが、そのところに、県の計画ではこういったことが記載されているけど、町の計画では記載がされていないとか、そういったところの洗い出しを現在進めているというところでございます。

それから、先ほどの災害対策基本法の関係でございますが、避難勧告・避難指示の一本化、これが災害対策基本法の一部改正、これが法律案となっておりますが、今月の5日に閣議決定をされております。ですので、中身を見ますと、運用につきましては、今年度の梅雨どき、出水期から開始したいということで、政府としては今国会で成立を目指しているというふうに話を聞いております。

教育文化課長（堀内君） 121ページ、小中学校空調設備整備事業についてお答えいたします。

こちら令和元年度に続きまして、各学校の特別教室等にエアコンを設置するものでございまして、教室数と台数でございます。まず、南条小学校につきましては5教室7台、坂城小学校10教室15台、村上小学校7教室10台、坂城中学校は12教室25台、合計34教室に57台設置の予定でございます。

続きまして、同じページのGIGAスクール構想推進事業についてでございます。

情報通信機器等の保守の内容といたしましては、今年度整備しております貸与した児童生徒1人1台端末、あと、高速通信ネットワーク周辺の無線通信機器類、端末の充電保管庫など、故障にも対応した保守業務というものを予定しております。

それと、利用者全員のアカウント、パスワードの管理といった業務、それから、各校週1回、ICT支援員現地巡回サポート等のICT支援業務を予定しております。

議長（西沢さん） ほかに。

12番（塩野入君） まず、3歳保育園児全員の副食費無料化、これは令和3年度の山村町長の目玉事業の一つだというふうに思うわけですが、それにしては当初予算資料の主要事業に関する調べの中に、この黄色い冊子のそういう中にはそうした記述が全然見当たらないんですが、この目玉商品というその中で、その事業欄にはあってしかるべきと思うんですが、教育委員会としては、その副食無料化というのはどう考えているんでしょうか、その辺をお聞きをいたします。

それから、地域防災計画策定であります。260万円が業者委託されてると思われるんですけど、その委託内容と、その策定までの手順や進め方についてお聞きをします。

それから、続いて空調の関係ですが、これは、これから委託を行って整備工事を進めていきますが、その工期日程、どのように組んでいるのか、その辺をお聞きします。

最後、情報通信機器です。これは2,131万円という大変大きな額であります。情報通信機器の保守として、毎年この額が必要になるのでしょうか。

そしてまた、もう一つ、この前、町長の挨拶の中で「一日も早い大容量の通信を可能とする校内ネットワークの整備をする」と、こういうことに開会の挨拶に出てきますが、どんな整備をするのでしょうか。その辺をお聞きします。

教育文化課長（堀内君） 最初に、副食費の無償化についてでございます。主要事業に関する調べの中に記載があつてしかるべきではないかといったご指摘でございますが、こちら主要事業に関する調べ27ページになりますが、保育園一般経費について、事業概要のほか、歳出に関しましては通常主な経費を記載させていただいておりまして、歳入につきまして財源内訳を記載しております。

今回、副食費について無償化するということであり、諸収入、保育園副食費実費納入金ということで昨年度まで掲載があったわけですが、こちらゼロということで記載ができませんでした。

子育て支援の充実を図っていくということで、大きな制度改正であり、本議会でも町長招集挨拶、提案理由の説明、歳入の詳細説明といったところで、複数回にわたりまして、その内容についてお知らせをまいりました。教育委員会といたしましても重要な施策として捉えております。

続きまして、小中学校空調設備整備事業についての再質問にお答えいたします。

今後の日程等についてでございますが、実施設計につきましては、今年度中に完了させまして、工事については4月、指名業者選定委員会の審議を経まして、入札を実施し、できるだけ早い時期、契約について議案上程をさせていただきたく準備を進め、夏休み中の完成を目指して計画しているところでございます。

続きまして、GIGAスクール構想推進事業の再質問でございますが、機器の保守業務、アカウント等の管理について、こちら毎年必要になってくるといったものでございますが、このうちICT支援業務にあたります約600万円ほど計上してございますが、こちらにつきましては今後、各学校のICT活用状況を確認する中で、各学校の教員、慣れてきたところで支援がなくても運用が可能な状況になってくれば、こちら利活用に応じまして順次減額できるのではないかと、いうふうに考えております。

また、大容量のネットワーク整備につきましては、これまではパソコン教室で使用するといった限られた台数での小規模な使用であったわけですが、今回の整備で全校児童生徒が一斉に利用

してもスムーズな通信が可能な、容量の大きいLANケーブルの敷設や無線通信機器の設置など、GIGAスクール専用のインターネット接続を新たに契約するといったものを行っているところでございます。

住民環境課長（関君） 地域防災計画の260万円の委託料の再質問にお答えさせていただきます。

まず、委託業務の内容でございますが、先ほどお話しさせていただきました計画案の洗い出し、修正案の洗い出しをした後に、計画の素案作成をまずします。町や防災会議を開催しますが、それにおける指示や意見等に基づく修正をして、町地域防災計画の最終原稿、そういったものを作成してデータ化を予定しております。

その中で、策定までの手順ということでございますが、関係各課で素案の確認、修正をさせていただきます。防災会議を開催する中で、委員の皆様にも素案の検討をして修正案、そういったものを承認いただいた後に、県へ修正報告書を照会させていただきます。その後策定をさせていただきます。成案につきましては町のホームページ、そういったところに公開していきたいと考えているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

10番（朝倉君） 款6農林水産業費、項2、95ページです。4、森林環境整備推進事業の内容について、010638、森林環境整備推進事業422万5千円がありますが、その具体的な内容についてどうなっているか教えてください。

商工農林課長（竹内君） 95ページの森林環境整備推進事業の内容でございますけれども、令和3年度におきましては、森林経営意向調査か管理意向調査という部分と、あと分析業務ということで委託をしてみたいと考えておまして、地域での説明会、それから、アンケート調査、また、その調査結果の集計等、林業のコンサルタント業務を行う業者を選定して委託をしてみたいというふうに考えております。

それと、作業用備品ということで、地域、自治会ですとかも含めて、地域で整備をしていただく際に使っていただくのこぎりですとか、そういった根葉切りですとか、そういったものの備品の整備をしてみたいという予定でおります。

議長（西沢さん） ほかにございますか。よろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1 議会費、款2 総務費のうち項1 総務管理費中、目1 1 防犯対策費、目1 2 交通安全対策費、目1 3 消費生活費及び項3 戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中、目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中、目1 0 合併処理浄化槽設置費、款5 労働費、款6 農林水産業費、款7 商工費、款8 土木費、款9 消防費のうち項1 消防費中、目4 水防費、目5 防災費、款1 0 教育費のうち項2 小学校費中、目1 小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業、款1 2 公債費、款1 4 予備費の各事項を総務常任委員会に。

歳出の款2 総務費のうち項1 総務管理費中、目1 1 防犯対策費、目1 2 交通安全対策費、目1 3 消費生活費及び項3 戸籍住民基本台帳費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中、目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費を除く民生費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中、目1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9 消防費のうち項1 消防費中、目4 水防費、目5 防災費を除く消防費、款1 0 教育費のうち項2 小学校費中、目1 小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第1 6 「議案第3 0号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

質疑ございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第1 7 「議案第3 1号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第18「議案第32号 令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第19「議案第33号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第15「議案第29号」から日程第19「議案第33号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいた

します。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日11日から3月21日までの11日間は、委員会審査等のために休会にいたしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。

よって、明日11日から3月21日までの11日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月22日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(散会 午後 4時43分)